

# 平成 27 年度大阪府計画に関する 事後評価

平成 28 年 9 月  
大阪府

### 3. 事業の実施状況

1

事業の区分	1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【NO.1】 病床の機能分化・連携を推進するための 基盤整備事業	【総事業費】 20,618 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の実施主体	府内各病院	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	地域医療構想を踏まえ、二次医療圏ごとに、平成 37 年に過剰となる病床機能から不足する病床機能へ転換する病院の取り組みの促進が必要。	
	アウトカム指標：不足する病床機能への病床転換数（37 年度までの目標）9000 病床	
事業の内容（当初計画）	<p>○事業目的 病床の機能分化・連携を推進するため、急性期の一般病棟 7 対 1 入院基本料病床から地域包括ケア病棟等へ転換し、急性期病床や地域の診療所からの患者の受け入れを行うことができるようにするため、病床の転換を行う。</p> <p>○概要 急性期の一般病棟 7 対 1 入院基本料病床から地域包括ケア病床等への転換。 重症度、医療、看護の必要が高い患者を受け入れるための処置に必要な医療器具の整備、在宅復帰へ対応できるリハビリを行う場所の整備を行う。</p> <p>○内容 急性期の一般病棟 7 対 1 入院基本料病床から地域包括ケア病棟等に転換するための改修等に対する補助 (療養病床棟から地域包括ケア病棟又は緩和ケア病棟に転換する場合は対象外)</p> <p>○補助対象 急性期の一般病棟 7 対 1 入院基本料病床から地域包括ケア病棟等に転換するため必要な改修工事費、備品購入費及び車両運</p>	

	<p>搬具</p> <p>○執行方法 府内各病院へ補助</p> <p>&lt;参考&gt;～関係補助金</p> <p>①医療提供情報推進事業費補助金 (医学的リハビリテーション施設設備整備事業) ※補助対象者：公的団体のみ 基 準 額：1か所当たり 10,800 千円 (補助率 1/3) 補 助 対 象：医学的リハビリテーション施設として必要な 医療機器の備品購入費</p> <p>②病床転換助成事業 ※補助対象者：療養病床等を介護保険施設等へ転換させる医 療機関 基 準 額：改修…転換前の病床数に1床当たり 500 千円 を乗じて得た額 (補助率 10/27) 補 助 対 象：療養病床等を介護保険施設等へ転換する為の 改修工事費</p> <p style="text-align: right;">等</p>
アウトプット指標 (当初の目標値)	急性期病床から回復期病床への転換
アウトプット指標 (達成値)	急性期病床から回復期病床への転換 119 床
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 本事業の創設により、病床の機能分化に向け、急性期の一般病棟 7 対 1 入院基本料病床から地域包括ケア病床等への転換を行う病院に対する支援施策を創設することができた。</p> <p>(2) 事業の効率性 特に必要性の高い急性期の一般病棟 7 対 1 入院基本料病床から地域包括ケア病床等への転換を促す点で目標である病床機能分化実現に向けた効率性を図っている。</p>
その他	

事業の区分	1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【NO.2】 がん診療施設設備整備事業	【総事業費】 1,803,697 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の実施主体	がん診療施設医療機関	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	がん患者数が増加する中、がん診療施設において手術療法、放射線療法及び化学療法等において効率的かつ高度ながん医療の提供を図る。	
	アウトカム指標：がんによる年齢調整死亡率 (29 年度までの目標) 68.1%	
事業の内容（当初計画）	<p>○事業目的 がん診療施設において、手術療法や放射線療法、化学療法等のがんの設備整備を充実させることで、質・量ともに府内のがん医療の水準向上を図り、がん診療施設を中心に訪問看護ステーション等在宅医療を支える関係機関を含め、がん患者への切れ目のない地域医療連携体制の強化を行うことができる。このようなことから、がん診療施設の機能を充実するため医療機器等の整備を支援し、在宅を含むがん医療提供体制の強化を図る。</p> <p>○概要 がん診療施設設備整備事業 がん診療施設が行うがんの医療機器及び臨床検査機器等の整備費に対し支援する。</p> <p>○執行方法 がん診療施設へ補助</p>	
アウトプット指標（当初の目標値）	府内各がん診療拠点病院への整備 (がん診療拠点病院 15 施設)	
アウトプット指標（達成値）	府内各がん診療拠点病院への整備 (がん診療拠点病院 16 施設へ補助)	

<p>事業の有効性・効率性</p>	<p>(1) 事業の有効性  設備整備を支援することにより、がん診療拠点病院の機能を充実し、国・拠点病院に求められる機能に適合すると共に、府内のがん医療の水準向上。</p> <p>(2) 事業の効率性  府内のがん医療水準の向上、がんの早期発見やがん治療等の効果向上を図り、がん死亡率の改善に向け府内全域において効率的に事業執行を行えたと考える。</p>
<p>その他</p>	

事業の区分	1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【NO.3】 在宅歯科医療機器整備事業	【総事業費】 222,350 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の実施主体	大阪府歯科医師会	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	今後、増加が見込まれる在宅患者等に対して、生活の質の向上や誤嚥性肺炎の予防等のため、居宅や施設における口腔ケアの充実、在宅歯科医療にかかる提供体制の強化が必要。	
	アウトカム指標： 訪問歯科診療の実施件数の増加（医療施設調査） （平成 26 年度から平成 29 年度までの伸び率）9.7%以上	
事業の内容（当初計画）	<p>○事業目的</p> <p>地域の実情に応じて、安心・安全な在宅歯科医療実施のために必要な機器を整備し、地域における在宅歯科医療の充実を図る。</p> <p>○概要</p> <p>安心・安全な在宅歯科医療実施のために必要な機器（在宅歯科医療機器（在宅訪問歯科診療専用パッケージ、訪問歯科診療支援ポータブルシステム、ポータブルレントゲン機器）を各地区の実情に応じて整備する。</p> <p>※地域の実情を踏まえ、地区歯科医師会を A、B、C に分類し、在宅歯科口腔ケアステーションを整備した地区（A 地区）から中心に整備する。</p> <p>A 地区：在宅歯科医療・他職種連携取組先進地区 他職種との連携もとりながら、在宅歯科医療にすでに取組実績がある地区</p> <p>B 地区：在宅歯科医療・他職種連携取組推進地区 他職種連携の取組みに課題はあるが、在宅歯科医療への取組みは一定評価がある地区</p> <p>C 地区：在宅歯科医療・他職種連携取組途上地区 他職種連携の取組み、また、在宅療養者に対する歯</p>	

	<p>科専門的取組みに課題がある地区</p> <p>○執行方法 大阪府歯科医師会へ補助</p>
アウトプット指標（当初の目標値）	在宅歯科医療実施のために必要な機器整備地区数（56 地区）
アウトプット指標（達成値）	在宅歯科医療実施のために必要な機器整備（56 地区）
事業の有効性・効率性	<p>在宅歯科医療実施のために必要な機器が整備されたことで、在宅歯科医療にかかる提供体制が強化された。</p> <p>（１）事業の有効性          本事業で整備した「在宅訪問歯科診療専用パッケージ」は、従来機器と比較して、質量、サイズともに大幅にコンパクト化した歯科治療基本機器と歯科治療に必要な歯科材料等から構成されており、容易に持ち運ぶことが可能である。これら在宅歯科診療機器を、計画的に配備したことにより、府内各地域の在宅歯科診療実施体制の充実が図られた。</p> <p>（２）事業の効率性          本事業では、府内全域に画一的に機器を整備するのではなく、地域の実情を踏まえ地区歯科医師会をA、B、Cに分類し、分類区分に応じて機器を地区の拠点に整備することにより、事業の効率的な執行ができた。</p> <p>① A地区：在宅歯科医療・多職種連携取組先進地区          在宅歯科医療において、多職種連携についての取組実績がある地区（16 地区）  <b>【整備機器】</b>          ・訪問歯科診療用器材パッケージ 13 台          ・訪問歯科診療支援ポータブルシステム 38 台          ・ポータブルレントゲン機器 38 台          ※上記は基本整備機器数であり、実際には、人口規模などを勘案した機器数を整備した。</p> <p>② B地区：在宅歯科医療・多職種連携取組推進地区          多職種連携の取組みに課題はあるが、在宅歯科医療への取組みは一定評価がある地区（13 地区）  <b>【整備機器】</b></p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問歯科診療用器材パッケージ 13 台</li> <li>・訪問歯科診療支援ポータブルシステム 17 台</li> <li>・ポータブルレントゲン機器 17 台</li> </ul> <p>※上記は基本整備機器数であり、実際には、人口規模などを 勘案した機器数を整備した。</p> <p>③ C地区：在宅歯科医療・多職種連携取組途上地区 多職種連携の取組み、また、在宅療養者に対する歯科専門的取組みに課題がある地区（27 地区）</p>
その他	



事業の区分	1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【NO.4】 一般科処置を行う精神科病院への機器整備事業	【総事業費】 14,712 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の実施主体	大阪府（精神科病床を有する医療機関への補助）	
事業の期間	平成 27 年 8 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	精神科病院における検査機器等の不備が、夜間・休日の精神・身体合併症患者の受け入れが進みにくい要因の一つとなっている。 アウトカム指標： 夜間・休日の身体科二次・三次救急病院（府内総数：256）における本制度の利用経験割合：25%	
事業の内容（当初計画）	○事業目的 一般救急での一定の処置を終えた患者の受け入れや一旦受け入れた患者の急変時に一定の対応を行うためのハード整備を行うことで、夜間休日における身体合併症患者の支援を推進する。  ○概要 一般救急病院において一定の処置を終えた患者を合併症支援病院（新設）が受け入れた際に、院内において必要な検査を行うためのハード面の整備に対する補助を行う。  ○執行方法 精神科病床を有する医療機関への補助	
アウトプット指標（当初の目標値）	合併症患者の受け入れ・病状急変に対応するため、合併症支援病院（17病院）において検査機器等を整備する。	
アウトプット指標（達成値）	合併症患者の受け入れ・病状急変に対応するため、合併症支援病院（13病院）において検査機器等を整備した。	

事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性  検査機器等を導入することで、夜間・休日における身体合併症患者の受け入れや病状急変への対応が円滑になり、今後さらに合併症支援病院への参画のすそ野の広がりも期待される。</p> <p>(2) 事業の効率性  夜間・休日に他科へ運ばれた患者に対して、受診合併症支援病院で、検査等が行えるため、効率的である。</p>
その他	

事業の区分	1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【NO.5】 地域医療機関 I C T 連携整備事業	【総事業費】 215,681 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の実施主体	医療機関	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	地域診療情報ネットワークの導入や拡大によって、圏域内に必要な医療機関の機能分化および病診連携の推進を図る。	
	アウトカム指標：逆紹介患者率の増加 5%	
事業の内容（当初計画）	<p>地域診療情報ネットワークの導入や拡充に必要な機器整備、システム導入費・改修費等の初期経費を支援する。</p> <p>○内容</p> <p>〔対象〕 医療機関</p> <p>〔箇所〕 H27：15ヶ所</p> <p>〔補助上限〕 20,000 千円／箇所</p> <p>〔経費〕 システム導入費（サーバー導入費、工事費等）、既存システム改修費</p> <p>○執行方法 医療機関へ補助</p>	
アウトプット指標（当初の目標値）	地域医療機関 ICT 連携整備数：15 か所	
アウトプット指標（達成値）	地域医療機関 ICT 連携整備数：6 か所	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標</p> <p>●観察できなかった</p> <p>観察できた</p>	
	<p><b>（1）事業の有効性</b></p> <p>病院の医療情報を診療所等が共有し、地域全体で患者を診る・整えるための患者情報共有ネットワークが構築され</p>	

	<p>はじめたことにより、患者が病院から在宅医療へ切れ目なく移行できるような体制の整備が整い始めた。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b></p> <p>事業主体が地区医師会と調整をしながら事業を実施したことで、ネットワークに参加する診療所や多職種の広がりが確保され、効率的に病院と診療所の情報連携を図ることができたと考える。</p>
その他	<p>ネットワークの構築を幅広い地域で推進していくためには、既に構築した医療機関の取組事例を収集し、今後構築を検討する医療機関に公表することで事業推進を促す。</p>

事業の区分	1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【NO.6】 救急搬送・受入体制強化システム改修事業	【総事業費】 29,430 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の実施主体	大阪府（エヌ・ティ・ティ・データ関西へ委託）	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	実施基準の妥当性を検証することで、傷病者を早期に適切な医療機関に搬送できる救急医療体制の構築が必要。	
	アウトカム指標： ①現場滞在時間が 30 分以上かかった割合の増加抑制：10.9%（前年度比-0.1%） ②搬送困難症例件数の割合の増加抑制：6.2%（前年度比-1%）	
事業の内容（当初計画）	実施基準改正に対応するためのシステム改修を行うとともに ORION 事案検索機能の拡張・モニター画面の表示変更を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	実施基準遵守率 52.7% ※実施基準遵守率…実施基準を守って搬送した件数	
アウトプット指標（達成値）	実施基準遵守率 62.5%	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 搬送困難症例の増加率の抑制	
	<p>（1）事業の有効性</p> <p>ORION(救急搬送支援システム)スマートフォンを実施基準改正にあわせ、成人・小児における疾病・外因の評価項目について、タブを統一するなど、システム変更等の対応をしたことにより、実施基準遵守率を向上(52.7%→62.5%)させる事ができた。</p> <p>（2）事業の効率性</p> <p>豊富な実績を有するエヌ・ティ・ティ・データ関西に委託して運営する方が事業を効率的に行うことができた。</p>	
その他		

事業の区分	1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備に関する事業	
事業名	【NO.7】 地域救急医療システム推進事業	【総事業費】 111,440 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪圏域	
事業の実施主体	府内の医学部設置大学	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢化の進展や疾病構造の変化など、医療をとりまく環境の変化に対応した、救急医療提供体制の充実を図るため、断らない二次救急医療を支える人材の確保が必要。	
	アウトカム指標：搬送困難症例の増加率の抑制	
事業の内容（当初計画）	<p>○概要</p> <p>救急研修拠点施設（初期以降の幅広い領域にまたがる救急患者を多数受け入れつつ高次救急対応機能を有する病院）を中心に、各診療科医師の救急初期診療能力の資質向上を図る体制を立ち上げる。</p> <p>〔対象事業者〕 府内の医学部設置大学 〔対象事業〕</p> <p>①救急研修拠点で次の活動を行うための教員派遣事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・救急研修拠点施設での教育の支援（研修医への指導・研修拠点の上級医が教育に専念する際の診療の支援）</li> <li>・地域の二次救急病院等へ救急研修拠点施設の上級医が派遣された際の診療の支援</li> </ul> <p>②医師の資質向上を図る体制運営の安定化に向けた事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・即時に専門診療科の助言を受けられるバックアップ体制構築に向けた設備整備</li> <li>・あらゆる診療科の医師に対応できる汎用性のある救急初期診療研修プログラム作成ガイドラインの検討</li> </ul>	
アウトプット指標（当初の目標値）	救急研修拠点施設の整備：11か所	

アウトプット指標（達成値）	救急研修拠点施設の整備：5か所（事業中1年目の指標）
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標：（事業中）</p> <p>（1）事業の有効性  拠点施設の研修医にとどまらず、地域の病院からも短期で研修医を受け入れるとともに、拠点施設の上級医が地域の病院に指導医として派遣された場合の支援を実施することにより、地域全体の医師の救急診療能力の向上が期待できる。</p> <p>（2）事業の効率性  拠点施設と地域の病院の連携をはかることで、地域における自律的な二次救急応需の連携体制構築につながる。</p>
その他	複数年事業のため、総事業費は計画事業額総額を記載している。

事業の区分	1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【NO.8】 訪問看護ネットワーク事業	【総事業費】 23,296 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の実施主体	大阪府訪問看護ステーション協会、大阪府	
事業の期間	平成 27 年 4 月～平成 28 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者の増大に伴い在宅医療の充実が求められる中、利用者のニーズに応えるための訪問看護ステーションの機能強化、体制整備を行うことが必要。	
	アウトカム指標： 規模拡大又は相互連携する訪問看護ステーションの増加（訪問看護実態調査） ※規模拡大とは看護職員常勤換算 5 人以上に増加すること	
事業の内容（当初計画）	<p>■訪問看護ネットワーク事業</p> <p>○事業目的 高齢者の増大に伴い在宅医療の充実が求められる中、必要な訪問看護師の確保とともに、利用者のニーズに応えるための訪問看護ステーションの機能強化、体制整備を行うことにより、在宅医療に不可欠な訪問看護の供給体制の充実を図る。</p> <p>○概要 訪問看護ステーションと他の訪問看護ステーション、介護事業所、医療機関等が相互に連携する事業を支援・強化し、訪問看護の安定的な供給とサービスの向上を図るため、24 時間対応やコールセンター等の設置などの相互連携事業を実施する訪問看護ステーションに対し、必要な備品購入費や施設改修費、人件費等について補助する。</p> <p>○執行方法 大阪府訪問看護ステーション協会へ補助</p> <p>■実態調査事業</p> <p>○事業目的 大阪府に応じた訪問看護を推進する上での課題を地域別に明確にするため、訪問看護ステーションの規模をはじめ、サービスの提供や医療機関との連携、看護職員の採用及び離職状況等の実態を調査し、訪問看護の安定的な供給と効果的な運営を推</p>	



	<p>進する。</p> <p>○概要 訪問看護における大阪府固有の課題・特徴を明らかにし、地域に応じた目指す姿を描くため、大阪府が訪問看護実態調査を実施する。</p> <p>○執行方法 直執行</p>
アウトプット指標（当初の目標値）	相互連携に必要な設備を整備した訪問看護ステーション数：50ステーション
アウトプット指標（達成値）	相互連携に必要な設備を整備した訪問看護ステーション数：26ステーション
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標： 訪問看護ステーションの相互連携件数（180件） 観察できた → 連携件数：110件</p>
	<p>（1）事業の有効性 本事業の実施により、府内に多い小規模訪問看護ステーション等が、地域での共同広報事業の実施や関係機関との連携、ICTを活用した情報共有等、訪問看護の相互ネットワークが構築され始めたことにより、訪問看護利用者の増加や訪問看護ステーションの機能強化が行え、在宅看護の安定的な供給体制の整備に着手できた。</p> <p>（2）事業の効率性 訪問看護相互連携事業では、全体事業説明会に加え府内の地域別に説明会を実施し、事業の周知徹底及び本事業の活用（取組）事例を紹介したことにより、事業期間が短い中で効率的な募集ができたと考える。</p>
その他	

事業の区分	2 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.9】 在宅医療推進事業	【総事業費】 90,101 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の実施主体	大阪府医師会、地区医師会	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	地域における在宅医療・介護の連携基盤となる体制構築・推進は一定程度進みつつあるが、今後急増する高齢者の在宅医療の需要に対応するためには、訪問診療を行う診療所の増加を図る必要があり、地域の医療資源を把握、新規参入する医療機関の確保に向けた働きかけを行う人材の配置が急務。	
	アウトカム指標： 訪問診療の実施件数の増加 15%以上（医療施設調査） （平成 26 年度から平成 29 年度までの伸び率） 【再掲】不足する病床機能への病床転換数	
事業の内容（当初計画）	<p>○事業目的</p> <p>在宅医療連携において、地域の需要や実態にあった在宅医療の調整役が必要である。これまでの多職種連携体制を活用しながら、質の高い在宅医療の供給を拡充するためのコーディネータを配置し、さらなる在宅医療提供体制の強化を図る。また、研修の実施により、コーディネータの機能向上を図る。</p> <p>○概要</p> <p>①コーディネータの活動支援（地区医師会が雇用する際の活動経費を支援）</p> <p>②コーディネータの機能向上（コーディネータ同士で取組みを情報交換、好事例を報告）</p> <p>○内容</p> <p>①〔対象〕府内 57 地区医師会のうち 47 地区医師会 〔経費〕人件費（報酬・手当・共済費）、活動経費（旅費・需用</p>	

	<p>費・役務費等)</p> <p>②〔対象〕大阪府医師会 〔経費〕報償費、会場費、教材費、案内送付、連絡調整（賃金・旅費・役務費）、報告書冊子、広告費</p> <p>○執行方法 大阪府医師会または地区医師会に補助</p>
アウトプット指標（当初の目標値）	38 地区医師会／57 地区医師会で体制確保
アウトプット指標（達成値）	35 地区医師会／57 地区医師会で体制確保
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標： 訪問診療の実施件数の増加 15%以上（医療施設調査） （平成26年度から平成29年度までの伸び率） →観察できなかった</p> <p><b>（1）事業の有効性</b> 平成27年度は各地区医師会に配置されたコーディネータが、各地域の医療機関の状況の把握を中心に行うことにより、在宅医療に取り組む診療所等を訪問するなど、それぞれの地域特性に応じて在宅医療の拡充を図る取組みをコーディネータが行うことで、在宅医療提供体制の強化を図った。ただ、目標値には達しなかったため、次年度以降、未実施地区を含めた事業説明会を開催するとともに、未実施の地区に対しては、未実施の要因をヒアリングし、実施に向けた取組みを進める。</p> <p><b>（2）事業の効率性</b> コーディネータの質の向上を図るため、グループワークを中心とした研修会を6回開催することで、コーディネータの効率的な活動を支援することができたと考える。</p>
その他	

事業の区分	2 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.10】 在宅医療推進協議会運営事業	【総事業費】 22 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の実施主体	大阪府	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	府内の在宅医療の状況について把握するとともに、地域の実情に応じた在宅医療の推進方針について検討する在宅医療推進協議会を設置・運営する。	
	アウトカム指標： 訪問診療の実施件数の増加 15%以上（医療施設調査） （平成 26 年度から平成 29 年度までの伸び率）	
事業の内容（当初計画）	<p>○事業目的</p> <p>府内の在宅医療の状況について把握するとともに、地域の実情に応じた在宅医療の推進方針について検討する在宅医療推進協議会を設置・運営する。</p> <p>○概要</p> <p>医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、訪問看護ステーション協会、病院協会等、在宅医療に係る関係者が一堂に会して協議する場である在宅医療推進協議会を設置・運営する。</p> <p>※既存の大阪府医療審議会の専門部会として設置 庁内関係各課は、オブザーバーとして参加</p> <p>○内容</p> <p>〔対象〕在宅医療推進協議会を年 2 回開催 〔人数〕委員 10 名</p> <p>○執行方法 直執行</p>	
アウトプット指標（当初の目標値）	2 回開催	
アウトプット指標（達成値）	1 回開催	

事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標：          訪問診療の実施件数の増加 15%以上（医療施設調査）          （平成26年度から平成29年度までの伸び率）          →観察できなかった</p>
	<p><b>（1）事業の有効性</b>          在宅医療にかかる多職種の関係者が一堂に会して協議をすることにより、在宅医療の確保及び連携体制の構築に関する課題の抽出や対応策の検討等を効果的に行うことができる見込まれる。</p> <p><b>（2）事業の効率性</b>          既存審議会の部会として設置することで、協議会の運営を効率的に行うことができる見込まれる。</p>
その他	<p>○平成27年度は地域医療構想の策定状況を踏まえ、在宅医療の推進についての議論等をしていただく予定</p>

事業の区分	2 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.11】 在宅歯科医療連携体制推進事業	【総事業費】 67,625 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の実施主体	大阪府（大阪府歯科医師会に委託）	
事業の期間	平成 27 年 4 月 15 日～平成 28 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	今後、増加が見込まれる在宅患者等に対して、生活の質の向上や誤嚥性肺炎の予防等のため、居宅や施設における口腔ケアの充実、在宅歯科医療にかかる提供体制の強化が必要。	
	アウトカム指標： 訪問歯科診療の実施件数の増加（医療施設調査） （平成 26 年度から平成 29 年度までの伸び率）9.7%以上	
事業の内容（当初計画）	<p>○事業目的 大阪府歯科医師会に在宅歯科医療連携室を設置するとともに、府内各郡市区歯科医師会に在宅歯科ケアステーションを設置できるよう、在宅歯科医療の推進及び他分野との連携体制の推進を図る。</p> <p>○概要 在宅歯科ケアステーション（在宅歯科医療における医科や介護等の他分野との連携を図るための窓口）の府内各地域への設置を推進する。 なお、現在、在宅歯科ケアステーションの設置に至らない地区については、地域の実情に応じて歯科との連携に関する他職種向けの研修会や地区内での人材育成のための研修会等を実施し、地域における在宅歯科診療連携の底上げを図る。</p> <p>①在宅歯科医療連携室の設置 在宅医療に携わる歯科医師のための資質維持・向上の研修会、各地域からの情報管理</p> <p>②地域における在宅歯科医療の推進 地域の実情を踏まえ各地区歯科医師会を A, B, C に分類し、A, B, C 地区それぞれに応じて実施する事業に対し補助する。</p> <p>A 地区：在宅歯科医療・他職種連携取組先進地区（16 地区） 他職種との連携もとりながら、在宅歯科医療にすでに取組実績がある地区 実施事業【在宅歯科ケアステーション設置】：相談窓口の開設</p> <p>B 地区：在宅歯科医療・他職種連携取組推進地区（13 地区）</p>	

	<p>他職種連携の取組みに課題はあるが、在宅歯科医療への取組みは一定評価がある地区</p> <p>実施事業【歯科との連携に向けた他職種向け研修(アドバンストコース)】</p> <p>C地区：在宅歯科医療・他職種連携取組途上地区(27地区)</p> <p>他職種連携の取組み、また、在宅療養者に対する歯科専門的取組みに課題がある地区</p> <p>実施事業【歯科との連携に向けた他職種向け研修(ベーシックコース)】</p> <p>○執行方法 大阪府歯科医師会に委託</p>
アウトプット指標(当初の目標値)	在宅歯科ケアステーションの設置箇所数(16地区)
アウトプット指標(達成値)	在宅歯科ケアステーションの設置箇所数(16地区)
事業の有効性・効率性	<p>在宅歯科ケアステーションが設置されたことで、在宅歯科医療にかかる提供体制が強化された。</p> <p>① 在宅歯科医療連携室の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅医療に携わる歯科医師のための資質向上研修会実施(6回)</li> <li>・各地域からの情報管理</li> </ul> <p>② 地域における在宅歯科医療の推進</p> <p>地域の実情を踏まえ各地区歯科医師会をA, B, Cに分類し、A, B, C地区それぞれの事業に応じた事業を実施した。</p> <p>A地区：</p> <p>在宅歯科医療・多職種連携取組先進地区(16地区)</p> <p>在宅歯科医療において、多職種連携についての取組実績がある地区</p> <p><b>【実施事業】</b></p> <p>在宅歯科ケアステーション(相談窓口)の設置</p> <p>B地区：</p> <p>在宅歯科医療・多職種連携取組推進地区(13地区)</p> <p>(多職種連携の取組みに課題はあるが、在宅歯科医療への取組みは一定評価がある地区)</p> <p><b>【実施事業】</b></p> <p>歯科との連携に向けた研修会(アドバンストコース)実施</p>

	<p>C地区：  在宅歯科医療・多職種連携取組途上地区（27 地区）  （多職種連携の取組み、また、在宅療養者に対する  歯科専門的取組みに課題がある地区）</p> <p><b>【実施事業】</b>  歯科との連携に向けた研修会（ベーシックコース）実施</p>
その他	



事業の区分	2 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.12】 摂食嚥下障害対応可能な歯科医療従事者 育成事業	【総事業費】 3,638 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の実施主体	大阪府歯科医師会	
事業の期間	平成 27 年 8 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	今後、増加が見込まれる摂食嚥下障害を有する在宅患者等に対して、生活の質の向上や誤嚥性肺炎の予防等のため、居宅や施設における口腔ケアの充実、在宅歯科医療にかかる提供体制の強化が必要。	
	アウトカム指標： 訪問歯科診療の実施件数の増加（医療施設調査） （平成 26 年度から平成 29 年度までの伸び率）9.7%以上	
事業の内容（当初計画）	<p>○事業目的</p> <p>今後、在宅医療のニーズが増加し、摂食嚥下障害を有する在宅患者が増加すると予想されており、在宅において口腔ケアを実施している歯科専門職種が、摂食嚥下障害についても対応できれば、在宅等療養者の生活の質の向上、誤嚥性肺炎の予防等への貢献が期待できる。</p> <p>しかし、現在、摂食嚥下障害に対応可能な歯科専門職種は、一部の歯科医師等だけであり摂食嚥下障害に対応可能な歯科医療従事者の確保や質の向上をすすめていく必要がある。</p> <p>そこで、摂食嚥下障害の対応について精通した歯科医師が、地域の歯科医師に対し、摂食嚥下障害の診断と訓練方法について、実地研修を行うことにより摂食嚥下障害に対応可能な歯科医師の養成を図る。</p> <p>○概要</p> <p>摂食嚥下障害の対応について精通した歯科医師が、地域における摂食嚥下障害に関する訪問歯科診療での、摂食嚥下障害についての診断（嚥下内視鏡検査含む）・訓練方法について、実地研修を行う。</p> <p>○補助率：10/10 （ただし、VE購入に係る費用については補助率1/2）</p>	

	○執行方法 大阪府歯科医師会へ補助
アウトプット指標（当初の目標値）	摂食嚥下障害に対応可能な歯科医療従事者の増加（32名）
アウトプット指標（達成値）	摂食嚥下障害に対応可能な歯科医療従事者の増加（32名）
事業の有効性・効率性	摂食嚥下障害に対応可能な歯科医療従事者が養成されたことで、在宅歯科医療にかかる提供体制が強化された。
	<p>（1）事業の有効性</p> <p>本事業の実施により、地域の歯科医師が摂食嚥下障害にかかる診断等について、実地研修を含む効果的な研修を受講したことにより、摂食嚥下障害に対応可能な歯科医師を養成できた。これにより、在宅歯科医療にかかる提供体制の強化を図ることができた。</p> <p>（2）事業の効率性</p> <p>本事業では、事業の手続きについて手引きを作成し事業主体に提供することにより、効率的な執行を行うことができた。</p>
その他	

事業の区分	2 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.13】 歯科衛生士の人材育成事業（歯科）	【総事業費】 3,809 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の実施主体	大阪府歯科衛生士会	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	今後、増加が見込まれる在宅患者等に対して、生活の質の向上や誤嚥性肺炎の予防等のため、居宅や施設における口腔ケアの充実、在宅歯科医療にかかる提供体制の強化が必要。	
	アウトカム指標： 訪問歯科診療の実施件数の増加（医療施設調査） （平成 26 年度から平成 29 年度までの伸び率）9.7%以上	
事業の内容（当初計画）	<p>○事業目的 在宅歯科医療に関わる歯科衛生士の人材育成を行い、地域における在宅歯科医療の充実を図る。</p> <p>○概要 在宅歯科医療や在宅での口腔ケアに関する知識・技術の習得レベルに応じて、在宅医療に従事する歯科衛生士の人材育成のための研修会を実施する。 （研修内容） ①ベーシック研修会（8回開催） 【対象】歯科衛生士 ②アドバンス研修会（2回開催） 【対象】在宅医療についての基礎知識を有する歯科衛生士</p> <p>○補助率：10/10 （ただし研修使用機器購入に係る費用については補助率1/2）</p> <p>○執行方法 大阪府歯科衛生士会へ補助</p>	
アウトプット指標（当初	在宅歯科医療・在宅での口腔ケアに関する知識・技術を有する歯	

の目標値)	科衛生士の増加 (300 名)
アウトプット指標 (達成値)	在宅歯科医療・在宅での口腔ケアに関する知識・技術を有する歯科衛生士の増加 (257 名)
事業の有効性・効率性	<p>在宅歯科医療・在宅での口腔ケアに関する知識・技術を有する歯科衛生士が養成されたことで、在宅歯科医療にかかる提供体制が強化された。</p> <p>(1) 事業の有効性          本事業の実施により、地域の歯科衛生士が在宅歯科医療や在宅での口腔ケアに関する知識・技術について、実際に使う機器等の使用方法など実践的な研修を受講したことにより、在宅歯科医療に関わる歯科衛生士を効果的に養成できた。これにより、在宅歯科医療にかかる提供体制の強化を図ることができた。</p> <p>(2) 事業の効率性          本事業では、事業の手続きについて事業主体に十分な説明を行うことにより、効率的な執行を行うことができた。</p>
その他	

事業の区分	2 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.14】 CAD/CAMシステムを用いた歯科技工士の人材育成事業	【総事業費】 3,298 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の実施主体	大阪府歯科技工士会	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	今後、増加が見込まれる摂食嚥下障害を有する在宅患者等に対して、生活の質の向上や誤嚥性肺炎の予防等のため、居宅や施設における口腔ケアの充実、在宅歯科医療にかかる提供体制の強化が必要。そのなかでも、安全で質の高い歯科補てつ物等を安定して供給するためには、侵襲の少なく安全安心な歯科技工技術の提供体制が必要。	
	アウトカム指標： 訪問歯科診療の実施件数の増加（医療施設調査） （平成 26 年度から平成 29 年度までの伸び率）9.7%以上	
事業の内容（当初計画）	<p>○事業目的</p> <p>CAD/CAMシステムなどの新たな歯科技工技術の発展に伴い、安全で質の高い歯科補てつ物等を安定して供給していくためには、それら技術に対応することが出来る歯科技工士の育成が求められている。</p> <p>そこで、CAD/CAMシステムなどの最新の歯科技工技術を用いた歯科補てつ物等の作成についての研修会を習得度合に分け実施し、歯科技工士の人材育成を支援する。</p> <p>○概要</p> <p>CAD/CAMシステムを使用した歯科技工の知識及び技術を習得させるとともに、最近の歯科技工に対応できる歯科技工士の育成のための研修会を技工技術の習得具合に分け実施する。</p> <p>[習得レベル]</p> <p>・ベーシックコース : CAD/CAMシステムによる単冠</p>	

	<p>の作成技術の習得</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アドバンストコース：CAD/CAMシステムによる複数冠、ブリッジ等の作成技術の習得</li> </ul> <p>○執行方法 大阪府歯科技工士会へ補助</p>
アウトプット指標（当初の目標値）	CAD/CAMシステムを使用した歯科技工士の知識及び技術を取得した歯科技工士の増加（200名）
アウトプット指標（達成値）	CAD/CAMシステムを使用した歯科技工士の知識及び技術を取得した歯科技工士の増加（201名）
事業の有効性・効率性	<p>CAD/CAMシステムを使用した歯科技工士の知識及び技術を取得した歯科技工士が養成されたことで、在宅歯科医療にかかる提供体制が強化された。</p> <p>（１）事業の有効性          本事業の実施により、地域の歯科技工士がCAD/CAMシステムを使用した歯科技工士について、実際に使う機器等の使用方法など実践的な研修を受講したことにより、これらの知識及び技術を習得した歯科技工士を効率的に養成できた。これにより、在宅歯科医療にかかる提供体制の強化を図ることができた。</p> <p>（２）事業の効率性          本事業では、事業の手続きについて事業主体に十分な説明を行うことにより、効率的な執行を行うことができた。</p>
その他	

事業の区分	2 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.15】 無菌調剤対応薬剤師の育成事業	【総事業費】 4,773 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の実施主体	大阪府薬剤師会	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	無菌調剤できる薬局・薬剤師が少なく（平成 24 年時点府内の薬局数 3,740 施設→無菌調剤加算届出薬局数 25 施設）、在宅受け入れ態勢が不十分である。	
	アウトカム指標： ①菌調剤加算届出薬局の増加 ②在宅患者調剤加算届出薬局数の増加	
事業の内容（当初計画）	<p>○事業目的</p> <p>薬局・薬剤師への無菌調剤に関する研修を実施することにより、無菌調剤薬局の共同利用や地域の基幹薬局での無菌調剤の実施を促し、在宅医療（薬剤）受入体制整備を推進する。</p> <p>○概要</p> <p>薬局薬剤師を対象に以下の研修を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・無菌調剤に関する導入研修 （輸液ポンプの使い方、調整の順番等留意点の研修）</li> <li>・薬科大学を利用した無菌調剤に関する実務研修 （無菌調剤に必要な基本的な流れを学習）</li> <li>・共同利用無菌調剤薬局での実務研修 （実務を想定した研修）</li> </ul> <p>〔対象人数〕平成 27 年度 150 名</p> <p>執行方法 大阪府薬剤師会へ補助</p>	
アウトプット指標（当初の目標値）	研修受講者数 150 名（3 回）	
アウトプット指標（達成値）	研修受講者数 73 名（3 回）	

<p>事業の有効性・効率性</p>	<p>アウトカム指標：観察できた  無菌調剤加算届出薬局数:56件(H26)→61件(H27)  在宅患者調剤加算届出薬局数 967件(H26)→1069件(H27)</p>
	<p><b>(1) 事業の有効性</b>  本事業の実施により、無菌調剤に対応できる薬剤師が育成され、在宅医療の受入体制の推進が図られてきたと考える。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b>  座学による導入研修を事前に行うことにより、大学等では実務研修を重点的に行うことができ、より実践的な研修を効率的に行うことができた。</p>
<p>その他</p>	



事業の区分	2 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.16】 精神科病院における入院者退院支援委員会推進事業	【総事業費】 1,312 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の実施主体	大阪府(大阪精神科病院協会、大阪府立精神医療センターに委託)	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	精神科病院における長期入院患者の退院を促進し、円滑な地域移行・地域定着支援を推進する。	
	アウトカム指標： 入院後 1 年以内の退院率 93%以上 (29 年度までの目標)	
事業の内容 (当初計画)	<p>○事業目的</p> <p>精神科医療機関が開催する退院支援委員会へ入院患者本人や家族からの相談に応じ必要な情報提供を行う相談支援事業者等を招聘した場合に一定の支援を行うことで、地域における医療と福祉の連携体制の整備を推進し、退院支援を進める。</p> <p>○概要</p> <p>精神保健福祉法の改正で法的に位置付けられた「退院支援委員会」に、病院側が招聘した関係機関へ支払う旅費や報償費等を補助することで、地域事業者等の参画促進を図り、退院支援を推進する。</p> <p>[対象等] 精神科病床を有する医療機関 [人数等] 250 人</p> <p>[補助単価] 患者の支援委員会については一人当たり、24,000 円を上限とする。</p> <p>○執行方法 大阪精神科病院協会及び大阪府立精神医療センターへの委託</p>	
アウトプット指標 (当初の目標値)	250 人の退院支援委員会に対し旅費や報償費等を支払う。	

アウトプット指標（達成値）	102 人の退院支援委員会に対し旅費や報償費等を支払った。
事業の有効性・効率性	<p><b>（１）事業の有効性</b>          本事業の実施により、一部の精神科病院において、退院支援委員会が推進され始めた。今後、退院支援委員会が多くの精神科病院において開催されることにより、精神障がい者の早期退院・地域定着が促進されることが期待される。</p> <p><b>（２）事業の効率性</b>          精神科病院が開催する退院支援委員会に入院患者本人や家族からの相談に応じ必要な情報提供を行う相談支援事業者等の招聘を行うことで、効率的に早期の退院支援を推進できる。</p>
その他	

事業の区分	2 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.17】 精神科救急医療における身体合併症対応力向上のための看護職員等研修事業	【総事業費】 2,842 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の実施主体	大阪府（大阪精神科病院協会、大阪府医師会に委託）	
事業の期間	平成 27 年 9 月 17 日～平成 28 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	精神・身体合併症の看護について、経験や知識が十分でないために、合併症患者の受入れが進みにくい状況にある。 アウトカム指標： ①身体科二次・三次救急病院（府内総数：256）における本制度に関する認知割合：80% ②夜間・休日の身体科二次・三次救急病院における本制度の利用経験割合：25%	
事業の内容（当初計画）	<p>○事業目的 精神科救急体制において、夜間休日における合併症患者への対応について、直接患者に対応する看護師等の資質の向上（精神科・一般科への知識・技術面の向上）を目指す。</p> <p>○概要 精神科の資質向上を図るための研修を実施する。 ・大阪精神科病院協会 ⇒精神科病院の看護師向け「身体合併症患者について」の研修 ・大阪府医師会 ⇒一般科病院の看護師向け「精神疾患患者について」の研修 なお、研修は講義による研修と実際の病院における実地研修を中心とした内容とする。 〔対象等〕一般科、精神科病院の看護師等のコメディカルスタッフ 〔補助単価〕・一般科病院 1 回当たり ・精神科病院</p> <p>○執行方法 大阪精神科病院協会及び大阪府医師会への委託</p> <p style="text-align: right;">委託事務費 200 千円 委託事務費 200 千円</p>	

アウトプット指標（当初の目標値）	一般科看護師 300名 精神科看護師 150名
アウトプット指標（達成値）	一般科看護師 157名 精神科看護師 190名
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 精神科病院に勤務する看護師等のコメディカルスタッフに対し、一般救急病院における実地研修を中心とした、身体合併症対応力向上のための研修を実施することにより、身体合併症患者に対する看護等の不安感を和らげ、身体合併症患者の受入をスムーズに行うための下地づくりができた。</p> <p>(2) 事業の効率性 精神科病院に勤務する看護師等のコメディカルスタッフが、身体合併症患者への対応力を向上することにより、精神科救急医療体制において大きな課題となっている身体合併症患者の受入を円滑に進めることができるようになる。</p>
その他	

事業の区分	2 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.18】 一般救急病院への精神科コンサル事業等	【総事業費】 21,755 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の実施主体	大阪府（大阪精神科病院協会に委託）	
事業の期間	平成 27 年 8 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>夜間・休日に二次救急病院等において、精神・身体合併症患者への救急対応が必要になった場合に、身体科の医療スタッフは精神症状への対応について、精神科の医師は身体症状の悪化への危惧のため、双方において円滑な受け入れが進んでいない。</p> <p>アウトカム指標：          ①身体科二次・三次救急病院（府内総数：256）における本制度に関する認知割合：80%          ②夜間・休日の身体科二次・三次救急病院における本制度の利用経験割合：25%</p>	
事業の内容（当初計画）	<p>○事業目的 精神科合併症患者を受け入れた二次・三次救急病院（以下「救急病院」という）に対し、精神症状への診療相談を当番精神科医が受けるとともに、身体症状のある患者を受け入れやすいよう、精神科病院に身体科医師が待機して身体症状の診療相談を受けられるようにして、双方の受け入れをスムーズにする。</p> <p>○概要          ① 身体合併症支援病院において、輪番時に受け入れた合併症患者の継続的な処置のコーディネーターや急変時の対応を一般科医等が行う体制を整備する。          ② 一般救急病院に対して精神的なコンサルテーションを行う体制を整備する。</p> <p>○執行方法 大阪精神科病院協会への委託</p>	

<p>アウトプット指標（当初の目標値）</p>	<p>① 精神科病院への身体科サポート医支援の体制確保（延べ病院数）          休日昼間：156 休日夜間：156 平日夜間：300</p> <p>② 一般科救急病院への精神科的な対応についてのコンサルテーション支援（延べ病院数）          休日昼間：156 休日夜間：156 平日夜間：300</p>
<p>アウトプット指標（達成値）</p>	<p>① 精神科病院への身体科サポート医支援の体制確保（延べ病院数）          休日昼間：156 休日夜間：155 平日夜間：300</p> <p>② 一般科救急病院への精神科的な対応についてのコンサルテーション支援（延べ病院数）          休日昼間：3 休日夜間：4 平日夜間：5</p>
<p>事業の有効性・効率性</p>	<p>(1) 事業の有効性          夜間・休日の精神科・身体科合併症患者の受け入れに際し、一般救急病院に対して精神科的なコンサルテーションを行うとともに、精神科病院への身体科サポート体制を整備することにより、合併症患者の円滑かつ迅速な受け入れの促進と、継続的な処置や急変時の適切な対応等が可能になる。</p> <p>(2) 事業の効率性          精神科及び身体科病院双方の協力体制を整備することにより、それぞれの単科病院では対応が困難な合併症患者の対応を効果的かつ効率的に行うことができる。</p>
<p>その他</p>	

事業の区分	2 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.19】 一般科・精神科等地域医療機関連携モデル事業	【総事業費】 3,142 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、南河内圏域	
事業の実施主体	大阪府（地区医師会に委託）	
事業の期間	平成 27 年 5 月 25 日～平成 28 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	認知症医療について、平常時から診療を行うのは、地域の一般科医療機関であるが、それぞれ医療機関で診る科目が異なり、患者情報の受け渡しには共通のツールが求められていた。そのため、認知症の病態や対応方法について共通して情報の受け渡しを行うツールが必要。	
	アウトカム指標： ① 精神科医師のコンサル件数：90 件以上 ② 市域での医療機関連携パスの浸透（検討事例数：5 事例以上、ネットワーク会議参加者数：20 名以上）	
事業の内容（当初計画）	<p>○事業目的</p> <p>精神科領域に係る在宅医療の推進については、地域において精神科・一般科の医療機関等（病院・診療所）がネットワークを構築し、それぞれの強みに応じた医療を重層的に提供するため、各医療機関のネットワークの構築を推進することで地域医療サービス水準の底上げを図りつつ、医療における機能分化と連携を進める。</p> <p>○概要</p> <p>既に精神疾患（認知症等を含む）の医療について個々の医療機関（病院・診療所）での連携を進めている地域をモデル地域とし、それぞれの地域特性に応じた形で、個々の医療機関同士のつながりから、ネットワークへと広げ、地域での認知症医療連携体制の整備を進める。</p> <p>〔内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般科病院に入院している患者が精神疾患（認知症等を含む）の症状を発症して対応で困るような事例について、各病院を訪問しつつインテークを行い、精神科医のコンサルテーションへとつなぐコーディネーターを配置し、医療の機能分化と連携を担う。また実際の症例については、精</li> </ul>	

	<p>神科医がコンサルテーションを行う。(松原モデル)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>認知症の医療の基幹的役割を果たす認知症疾患医療センターや診療を行う地域の病院や診療所等における患者情報(認知症の病態や対応方法)に係る情報の受け渡しを行うツールの作成を目標に             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 共通のツール作成を行うための連携会議・事例検討会の開催</li> <li>② パスを作成し普及を図るための取り組みを行う。 (大阪狭山市・吹田市モデル)</li> </ol> </li> </ul> <p>○執行方法 地区医師会への委託</p>
アウトプット指標(当初の目標値)	医療連携支援パス等を活用した精神科・一般科医療機関の連携体制をモデル的に整備
アウトプット指標(達成値)	大阪狭山市・吹田市モデルでは、医療連携支援パス等を作成し事例検討やネットワーク会議を実施、また、松原市モデルでは84件の精神科医のコンサルテーションを実施し精神科・一般科医療機関の連携体制の整備ができた。
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>認知症に係る在宅医療を推進するため、地域において一般科・精神科の医療機関等がネットワークを構築し、それぞれの強みに応じた医療を提供する体制を整えることができた。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>ネットワークを構築し、顔の見える関係になることで、認知症だけではなく、様々な精神科領域に係る在宅医療の推進が期待できる。</p>
その他	



事業の区分	2 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.20】 認知症早期医療支援モデル事業	【総事業費】 2,515 千円
事業の対象となる区域	泉州圏域・三島圏域	
事業の実施主体	大阪府（泉大津市医師会、茨木市医師会に委託）	
事業の期間	平成 27 年 6 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>認知症は早期発見・早期診断による早期治療開始により、進行を遅らせたり問題行動の発現を抑えることができる。そのため、医療的に早期介入を行うための早期支援体制の構築が必要。</p> <p>アウトカム指標：          ② 認知症サポート医における訪問支援数：6 件          ② 対応困難事例についての事例検討会の参加者数：80 名以上</p>	
事業の内容（当初計画）	<p>○事業目的 認知症患者の支援体制構築を促進し、地域包括支援センター及び認知症疾患医療センター事業等との連携を進める。</p> <p>○概要 泉大津市並びに忠岡町地域包括支援センターの保健師・社会福祉士等で構成された訪問支援チームの支援対象者のうち、特に医療的に手厚い支援が必要な対象者に対して、同医師会の認知症サポート医等が、チームのバックアップだけでなく、初期段階からチームに同行し、適切な支援を提供することで、より有効な初期集中支援を行う。手厚い支援が必要な事例を集約し、地域の関係機関でその対応方策等を検討し共有することで、地域の認知症患者の支援力向上につなげる。</p> <p>また、茨木市医師会においては、認知症疾患の早期発見ネットワークの構築や、認知症患者の早期掘り起こしを実施するため、認知症の掘り起こし時に、認知症であるかどうかの鑑別ができる簡易版のチェックシートを使用することで、かかりつけ医への受診を促し、かかりつけ医が認知症診断を行い、認知症と診断された者については認知症疾患医療センター等の専門医のいる病院等を紹介するという取り組みを実施する。</p> <p>○執行方法 泉大津市医師会、茨木市医師会への委託</p>	

アウトプット指標（当初の目標値）	認知症患者への早期専門支援体制の整備
アウトプット指標（達成値）	認知症サポート医等による訪問支援や対応困難事例についての事例検討会の開催、啓発ツールの作成を行うことでネットワーク構築及び認知症早期医療支援体制が構築できた。
事業の有効性・効率性	<p>（１）事業の有効性</p> <p>泉州圏域においては、サポート医による訪問支援や対応困難事例についての事例検討会を実施。</p> <p>また、三島地域においては、認知症地域連携協議会や研修会を行うことにより、認知症医療におけるネットワーク構築の基礎ができた。</p> <p>（２）事業の効率性</p> <p>冊子による事業の啓発やサポート医による実践的な支援により、効率的に認知症早期医療支援体制が構築できる。</p>
その他	

事業の区分	2 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.21】 未治療・治療中断者へのアウトリーチ拠点事業	【総事業費】 3,768 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の実施主体	大阪府（大阪府立精神医療センターに委託）	
事業の期間	平成 27 年 6 月 9 日～平成 28 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	精神科未治療者や長期治療中断者への医療提供については、本人が 自発的に医療機関への受診を行わないため、地域で適切な医療につなげるための、保健所や市町村で活用できるアウトリーチ支援の手法の確立が必要である。	
	アウトカム指標： アウトリーチ手引書の展開 府内全保健所	
事業の内容（当初計画）	○事業目的 精神科未治療者や長期間治療を中断している患者への医療提供については、医療機関や訪問看護ステーションによるアウトリーチ実施が困難な状況にあるため、医療、保健的なネットワークを構築し、アウトリーチ体制を整備する。  ○概要 精神科未受診者や長期治療中断者の把握を行うネットワーク会議の設置、関係機関との調整を行うコーディネーターの配置及び、精神科病院において構成した訪問チームによるアウトリーチ支援を実施する。  ○執行方法 大阪府立精神医療センターへの委託	
アウトプット指標（当初の目標値）	平成 27 年度は府立精神医療センターを拠点として北河内圏域でネットワークを構築し、支援を実施する。平成 28 年度は引き続き支援を実施するとともに、事業で得た知見を集約し、手引書を作成する予定。	
アウトプット指標（達成）	平成 27 年度は府立精神医療センターを拠点として北河内圏域	

値)	<p>でネットワークを構築し、支援を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支援者数：7名</li> <li>・ ケース会議開催回数：4回</li> <li>・ 支援対象者への訪問回数：延べ52回</li> </ul>
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>アウトリーチ支援について専門的知識と豊かな経験を有する府立精神医療センターの医療スタッフと枚方保健所の職員が支援チームを組み、治療に結びつきにくい未治療者等へのアウトリーチ支援を行うなかで、支援手法について意見交換を行うことができた。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>本事業で実践した支援手法をまとめて、府全域で普及浸透させることにより、モデル事業の横断的展開として、効率的な事業効果を図ることができる。</p>
その他	

事業の区分	2 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.22】 訪問看護師確保定着支援事業	【総事業費】 57,684 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の実施主体	大阪府看護協会、大阪府訪問看護ステーション協会	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	在宅医療の充実が求められる中、病院中心の医療から地域・在宅医療へと円滑に移行させるためには訪問看護師の確保と定着が必要。	
	アウトカム指標： 訪問看護師数の増加 150 人	
事業の内容（当初計画）	<p>○事業目的</p> <p>在宅医療の充実が求められる中、病院中心の医療から地域・在宅医療へと円滑に移行するためには、必要な訪問看護師の確保と定着が重要。</p> <p>また、さまざまな医療的ケアが必要な在宅患者が増加し、高度な訪問看護力が求められている。このため、訪問看護師の質の向上と確保・定着を図り在宅看護を充実する。</p> <p>○概要</p> <p>訪問看護師定着のための研修、医療機関看護師と訪問看護の相互研修などを実施するとともに、訪問看護ステーションに勤務する新人看護師を指導する看護師や産休等を取得する看護師の代替職員給与費を補助し、訪問看護師の質の向上と確保・定着を図り、在宅看護を充実する。</p> <p>1 看護学生インターンシップ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新人看護師（新卒または卒後 2 年未満の看護師）が訪問看護に興味を持ち、訪問看護ステーションに就業するような取組を行う。</li> </ul> <p style="margin-left: 40px;">〔対象〕 看護学生（1 年次～） ※看護職員養成所のインターンシップに位置づけ 100 名</p> <p style="margin-left: 40px;">〔期間〕 1 日</p> <p style="margin-left: 40px;">〔内容〕 訪問看護ステーションでの職場体験</p> <p style="margin-left: 40px;">〔対象経費〕 事務費、研修費、事務職員費（人件費）</p> <p style="margin-left: 40px;">〔執行方法〕 大阪府訪問看護ステーション協会へ補助</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事前に訪問看護ステーション、看護学校、看護系大学、病院管理者への広報・説明会を開催</li> </ul> <p style="margin-left: 40px;">※アンケート調査を実施し効果を検証する</p>	

	<p>2 訪問看護実地研修事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高度な看護力を有する医療機関勤務看護師や在宅医療に意欲のある未就業の潜在看護師を対象に、訪問看護事業所において、職場を体験する実地研修を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>〔対象〕 病院看護師・未就業潜在看護師</li> <li>〔期間〕 1ヶ月</li> <li>〔内容〕 訪問看護事業所の職場を体験する実地研修（訪問やカンファレンス、地域連携会議への参加など）</li> <li>〔対象経費〕 指導者人件費、講師謝礼、研修費、事務費</li> <li>〔執行方法〕 大阪府看護協会へ補助</li> </ul> </li> </ul> <p>3 訪問看護ステーション・医療機関勤務の看護師等の相互研修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問看護ステーションと医療機関等の看護師の相互交流による研修を行い、相互の看護の現状・課題や専門性等を理解し、在宅患者に対する最新の医療技術・知識を習得、入院患者が適切に在宅に移行するための連携方法について合同研修を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>i 訪問看護ステーション看護師研修</li> <li>ii 医療機関看護師研修 <ul style="list-style-type: none"> <li>〔対象〕 訪問看護師及び病院看護師（130名）</li> <li>〔期間〕 2日～5日</li> <li>〔内容〕 座学（講義・グループワーク）・実習</li> <li>〔対象経費〕 講師謝礼、研修費、事務費</li> </ul> </li> <li>iii 訪問看護ステーション管理者研修 <ul style="list-style-type: none"> <li>訪問看護ステーション管理者の管理能力を向上できるよう、事業所経営に関する経営管理、人的管理等の研修を実施する。</li> <li>〔対象〕 訪問看護ステーション管理者・実務者 120名</li> <li>〔期間〕 1日～3日（年4回実施）</li> <li>〔内容〕 経営戦略マネジメント ネットワークづくりのためのグループワーク等</li> <li>〔対象経費〕 講師謝礼、研修費、事務費</li> <li>〔執行方法〕 大阪府看護協会へ補助</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <p>4 訪問看護実践研修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身近な地域において、訪問看護ステーションでの職務体験や、新任の各訪問看護師の知識・経験等に応じた実践的な研修・指導を行い、訪問看護師の育成・定着を図る。</li> <li>・地域の介護支援事業所、地域包括センターなどの介護分野をはじめ、病院、往診医、薬剤師等との情報共有や看護分野の研修等を実施、医療と介護の連携を進め、在宅医療の充実を図る。 <ul style="list-style-type: none"> <li>〔対象〕 訪問看護ステーション（11ヶ所）</li> <li>〔内容〕 地域において訪問看護の確保育成定着に関する実践研修を行う</li> <li>〔対象経費〕 事務消耗品費、研修費、事務職員経費（人件費）</li> <li>〔執行方法〕 大阪府訪問看護ステーション協会へ補助（間接補助）</li> </ul> </li> </ul>
--	--

	<p>(事業部分は訪問看護ステーション協会から 府内訪問看護ステーションに委託)</p> <p>5 訪問看護師階層別研修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模訪問看護S Tの新人等の看護師を対象に、勤務年数にあったテーマを設定し演習やグループワークを行う。不安や悩みを抱える看護師には同行訪問による研修を実施。 〔対象〕小規模訪問看護S Tの新人(勤続2年まで)・中堅(3～4年と5年以上)の看護師 〔内容〕勤務年数別に、演習・グループワーク・同行訪問を実施 〔人数〕演習、グループワーク 40人、同行訪問O J T 10人程度 ※受講者の不安や悩みを抽出し、指導看護師が訪問看護S Tに同行訪問しO J Tを実施 〔対象経費〕事務消耗品費、研修費、同行指導者経費(人件費) 〔執行方法〕大阪府看護協会へ補助</li> </ul> <p>6 訪問看護師産休等代替職員確保支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問看護S Tで働く常勤の看護職員が、出産、育児又は介護のため長期間にわたって継続する休暇を必要とした場合、訪問看護S Tが代替非常勤職員を雇用した際、その雇用経費を負担する。</li> <li>・ナースバンクを活用して短期間の非常勤職員の登録を行い、代替職員の雇用を円滑に行う。 〔対象経費〕事業費(代替職員人件費) 事務費(事務職員経費、交通費、資料代等) 〔執行方法〕大阪府訪問看護ステーション協会へ補助</li> </ul>
<p>アウトプット指標(当初の目標値)</p>	<p>○看護師のキャリア・経験に応じた研修や体験実習を実施 (参加者数 800人以上)</p> <p>○看護学生の訪問看護ステーションへのインターンシップ事業参加者数 (参加者数 250人以上)</p>
<p>アウトプット指標(達成値)</p>	<p>○看護師のキャリア・経験に応じた研修や体験実習を実施 (参加者数 1,526人)</p> <p>○看護学生の訪問看護ステーションへのインターンシップ事業参加者数 (参加者数 286人)</p>
<p>事業の有効性・効率性</p>	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標： 訪問看護師数増加(府内訪問看護師数 150人増加) 観察できた → 増加数 135人</p> <p>(1) 事業の有効性 訪問看護師の確保、資質の向上を図るための各種事業・研修を拡充したことで、訪問看護の安定的な供給体制の整</p>

	<p>備に着手できた。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>訪問看護実践研修では、府内の地域を11ブロックに分け、身近な地域において訪問看護の実践的研修や医療介護の連携事業等を行う教育ステーションを設置することとし、平成26年は3地域・3事業所で実施したことにより、地域の実情に応じた研修会等を効率的に実施できた。</p>
<p>その他</p>	<p>在宅医療の推進、訪問看護の安定的な供給に向けて、地域医療総合確保基金を活用し、訪問看護師の確保、資質の向上とともに訪問看護ステーションの機能強化を図る等、新たに大阪府看護協会、大阪府訪問看護ステーション協会に委託・補助を行い、訪問看護を総合的に推進した。</p> <p>特に、インターンシップ事業は、養成所の看護学生にとって学習意欲を喚起する契機及び職業意識の育成につながり、訪問看護ステーションにとって訪問看護の理解促進及び魅力発信が可能となった。(平成27年度は養成所の看護学生約250名が申込予定。)</p> <p>また、地域で訪問看護人材・訪問看護ステーションを育てる教育ステーションは、平成27年度は府内の11ブロック全域に拡充するとともに、教育ステーションの標準的な事業計画モデルを提示することにより、ステーションが参画しやすい仕組みを提供する等、効果的に取組みを充実化する。</p>



事業の区分	2 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.23】 小児のかかりつけ医育成事業	【総事業費】 1,039 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の実施主体	大阪府（一部大阪府医師会に委託）	
事業の期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療的ケアが必要な小児が地域で在宅生活を送る件数が増加</li> <li>・医療的依存度が高く、専門医療機関へ通院している児が多い</li> <li>・児や保護者への心身負担の軽減のためには、地域において訪問診療等が可能な小児科医が少なくかかりつけ医の確保が課題</li> </ul>	
	アウトカム指標： 訪問診療の実施件数の増加 15%以上（医療施設調査） （平成26年度から平成29年度までの伸び率）	
事業の内容（当初計画）	<p>○事業目的</p> <p>医療的ケアの必要な児と保護者が安心して在宅医療を継続するため、地域の小児科医や小児科以外の医師及び医療スタッフが小児の特性を理解し、児の診療ができるよう必要な医療技術を身に付ける。また、関係機関によるネットワーク構築の必要性を理解したかかりつけ医を育成する。</p> <p>また、かかりつけ医とともに患児・家族を支援するため、地域の保健師等についても技術研修を実施する。</p> <p>○概要</p> <p>かかりつけ医育成のために、地域の小児科医や内科医等訪問診療医及び医療スタッフを対象に、医療的ケアに必要な医療技術の習得、小児の特性理解、在宅療養支援のためのネットワークの必要性の理解を目的とした研修を医師会に委託して実施する。</p> <p>〔対象〕地域の小児科医、内科医等訪問診療医及び医療スタッフ</p> <p>〔人数〕参加者40人/回、スタッフ4人/回</p> <p>〔事業内容〕医師等研修費（大阪医師会委託料） 保健師等研修費（府直接実施）</p> <p>○執行方法 医師等を対象とするものは大阪府医師会に委託 保健師等については府において直接実施</p>	

アウトプット指標（当初の目標値）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修会の実施（2回）</li> <li>・参加者：40人/回</li> </ul>
アウトプット指標（達成値）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修会の実施（3回）</li> <li>(1)大阪府医師会（2回）：参加者：第1回38名、第2回32名</li> <li>(2)八尾保健所（1回）：参加者16名</li> <li style="text-align: right;">合計86名</li> </ul>
事業の有効性・効率性	<p>(1)事業の有効性</p> <p>地域の小児科医や内科医等訪問診療医及び医療スタッフを対象に、医療的ケアに必要な医療技術の習得、小児の特性理解、在宅療養支援のためのネットワークの必要性の理解を目的とした研修を実施した。</p> <p>研修に際し、患児の心音・呼吸・脈拍等の表示を作業の手際に合わせて変動させることができる高度な患者シミュレータを用いることにより、実態に近い迫真的な訓練を行えることから学習効果を高めることができた。</p> <p>(2)事業の効率性</p> <p>上記取り組みにより効率的なかかりつけ医の育成体制を構築することができると思う。</p>
その他	

事業の区分	2 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.24】 糖尿病医療連携推進事業	【総事業費】 10,350 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の実施主体	大阪府（大阪府医師会に委託）	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	糖尿病患者が適切な医療を受けることができるよう専門医とかかりつけ医、関連科との連携体制の構築が必要	
事業の内容（当初計画）	<p>○事業目的 糖尿病患者が継続的に適切な医療を受けられるよう、専門医とかかりつけ医の連携、さらには各関連科との連携体制を構築する。</p> <p>○概要 糖尿病医療連携体制を構築するため、医療機関、患者等を対象とする調査を実施し、地域の医療体制の実情や課題を把握し、糖尿病医療連携ガイドライン（仮称）を作成する。 また、糖尿病医療連携にかかわるスタッフ（医師、看護師、栄養士、糖尿病療養指導士など）の養成に資する研修カリキュラム、リーフレットを策定し、研修会の開催、周知、広報等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関、患者等を対象とする調査の実施</li> <li>・府内の地域医療体制の実情を踏まえた糖尿病医療連携ガイドライン（仮称）の策定</li> <li>・糖尿病医療連携にかかわるスタッフの養成（研修会の開催等）</li> </ul> <p>○執行方法 大阪府医師会に委託</p>	
アウトプット指標（当初の目標値）	糖尿病医療連携の強化のため、大阪府内全医療機関に糖尿病医療連携ガイドライン（仮称）を周知する。	

アウトプット指標（達成値）	作成した糖尿病医療連携ガイドをすべての大阪府医師会員に配布することができた。
事業の有効性・効率性	<p>専門医療機関とかかりつけ医の連携を構築するためのガイドを作成し、大阪府医師会員、市町村、保健所へ配布した</p> <p>（１） 事業の有効性  糖尿病連携体制を構築するため、医療機関を対象とする調査を実施し、専門医とかかりつけ医の連携、各関連科との連携状態など地域の医療体制の実情や課題を把握し、糖尿病医療連携ガイドを作成することができた。調査結果を踏まえて、糖尿病医療連携にかかわる医師などに対して研修会を開催するとともに、医療機関へガイドの周知、広報等を行うことができた。</p> <p>（２） 事業の効率性  調査票については、糖尿病患者の通院の有無と通院している場合の診療内容を把握するための「予備調査票」、通院している場合の医療機関用調査票」（専門医療機関用、専門外医療機関用）の２段階にわけて作成したことで、医療機関に効率的な調査が実施できた。</p>
その他	

事業の区分	2 居宅等における医療の提供に関する事業化	
事業名	【NO.25】 難病患者在宅医療支援事業	【総事業費】 33,585 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の実施主体	大阪府（大阪大学医学部附属病院、大阪医科大学附属病院、大阪府立急性期・総合医療センター、近畿大学医学部附属病院、近畿大学医学部堺病院に委託）	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・難病患者は、それ以外の患者に比して、より専門的な病院での診断となることが多い。</li> <li>・難病の特性（原因不明・治療未確立・希少性）から地域医療機関のスタッフに、難病患者の診療や体調管理等の経験や知識が少ない。また、患者・家族自身も、地域で療養生活を送ることについての理解や知識が不足している。</li> <li>・在宅医療機器の性能の向上や対症療法の進歩により、患者の診療内容も多様化している。</li> </ul> <p>このような現状の下、専門病院が中心となり地域医療機関との連携を取ることによって、難病であっても、患者が地域で治療とケアを受け、安心して療養生活が続けられるような地域医療連携体制が必要である。</p>	
	アウトカム指標：訪問診療の実施件数の増加 15%以上（医療施設調査）（平成 26 年度から平成 29 年度までの伸び率）	
事業の内容（当初計画）	<p>○事業目的</p> <p>地域の難病専門病院が、地元医師会等と連携して医師・看護師・ヘルパー等を育成・指導し、在宅医療の推進を図る。</p> <p>○概要</p> <p>難病治療に実績のある大阪大学医学部附属病院、大阪医科大学附属病院、大阪府立急性期・総合医療センター、近畿大学医学部附属病院、近畿大学医学部堺病院が地元医師会等と連携して、下記の事業を実施する。</p> <p>①難病専門病院のスタッフが地域医療機関スタッフと同行訪問することで、地域医療機関スタッフが難病患者へ訪問診療を行うことへの知識の向上と不安の解消を</p>	

	<p>図る。</p> <p>②地域医療機関スタッフを対象に難病患者の在宅医療に関する講義型の研修会を実施する。</p> <p>③難病専門病院が連携し、難病患者の地域での療養生活に係る啓発のためのリーフレットを作成する。</p> <p>○執行方法 各専門病院に委託</p>
<p>アウトプット指標（当初の目標値）</p>	<p>① 2年(H27/28年度で)1圏域あたり96ケースの同行訪問(もしくは診療場面等で同席することによる連携)を実施</p> <p>② 1圏域あたり100名程度が参加する研修会を2回開催</p> <p>③ 26年度の講演会や同行訪問の状況を5病院で検討し、同行訪問に役立つ内容の冊子1種類と、難病患者全体に向けた地域医療に関する冊子1種類を作成し、神経内科のある専門病院、地域の診療所、訪問看護ステーションや府内保健所に配布する。</p>
<p>アウトプット指標（達成値）</p>	<p>① 2年での目標値のため、各専門病院における事業の開始時における調整等の影響で差があるが、H27年度の同行訪問数は平均90件であった。(69~110件)</p> <p>② 地域に合わせた研修会を実施し、1回あたりの研修会の規模や合計数にも病院間で差があるが、概ね2~3回の研修会で出席者合計200人前後となった(参加者数138~441名)</p> <p>③ 同行訪問で多い「筋萎縮性側索硬化症」の診療をスムーズに行えるよう「筋萎縮性側索硬化症のコミュニケーション支援」の冊子と、「難病患者さんの在宅医療とケア」の冊子の2種類を2,000部ずつ作成し、神経内科のある病院、事業に協力のあった診療所、府内訪問看護ステーションにそれぞれ1部、府内保健所にそれぞれ5~10部配布した。</p>

<p>事業の有効性・効率性</p>	<p>(1) 事業の有効性  地域の特病専門病院が主催する研修で特病患者の実態を発信することで、地域関係機関のスタッフは、実際に診断や治療、ケアや患者の状態について知る専門スタッフから聞くことができる。リアリティのある研修内容が、専門スタッフの知識の向上に有効に作用することとなる。</p> <p>(2) 事業の効率性  地域関係機関だけでなく、専門病院が研修を主催することで専門病院所属の医師・看護師等のスタッフが出席することにより、知識の共有が可能となるとともに、専門医療機関と地域関係機関の顔の見える関係づくりがより効率的に行われることとなる。</p>
<p>その他</p>	

事業の区分	2 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.26】 在宅療養における栄養ケア事業	【総事業費】 5,627 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の実施主体	大阪府（一部大阪府栄養士会、大阪府食生活改善連絡協議会に委託）	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	○在宅療養者の約 4 割がたんぱく質・エネルギー摂取量の不足。 ○在宅医療・介護に関わるスタッフを対象とした調査結果から「食や栄養問題を抱えている利用者がいる」と答えた者は約 8 割。 ○在宅訪問栄養食事指導（医療保険平成 6 年度から、介護保険平成 12 年度から）はほとんど利用されておらず、理由は「どこに頼んだらよいかわからない」	
	アウトカム指標： 在宅療養者への栄養ケアサービスの拠点整備 8 圏域	
事業の内容（当初計画）	○事業目的 在宅療養者のニーズに応じた食支援を効率的かつ継続的に行えるよう、地域での在宅療養における栄養ケア体制を構築する。  ○概要 在宅療養者の食生活改善等に資するため、市町村、地域の医療機関、訪問看護ステーション、地域の管理栄養士、市町村食生活改善推進協議会等による連絡会議を開催し、地域で栄養ケアを実施するための必要な検討を行い、在宅療養における栄養ケア体制の連携推進を図るとともに、保健所医師、保健師、栄養士など多職種によるワーキンググループを設置し、医療機関、訪問看護ステーション、市町村等と協議の上、栄養ケア体制の連携促進マニュアルを作成する。また、在宅栄養ケアスタッフ研修会の開催及び各地域での在宅療養者への栄養ケアサービスをモデル実施する。	



	○執行方法 直執行及び大阪府栄養士会、大阪府食生活改善連絡協議会へ委託
アウトプット指標（当初の目標値）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡会議の開催 8圏域×2回</li> <li>・ワーキンググループの開催 8圏域×3回</li> <li>・在宅栄養ケアスタッフ研修会 8圏域×2回</li> <li>・栄養ケアサービスのモデル実施 2施設</li> <li>・在宅療養者及び介護者に対する栄養相談 8圏域×2回</li> <li>・在宅療養者及び介護者に対する調理指導 25回</li> </ul> <p>【事業効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅医療体制の充実</li> </ul>
アウトプット指標（達成値）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡会議の開催 32回</li> <li>・ワーキンググループの開催 23回</li> <li>・在宅栄養ケアスタッフ研修会 8圏域において基礎研修16回、実践研修16回</li> <li>・栄養ケアサービスのモデル実施 2施設において各2回</li> <li>・在宅療養者及び介護者に対する栄養相談 3圏域において4回</li> <li>・在宅療養者及び介護者に対する調理指導 25回</li> </ul> <p>【事業効果】</p> <p>連絡会議やスタッフ研修会を通じて、在宅栄養ケアの必要性について理解が進み、多職種の連携が深まった。またそのことにより、在宅栄養ケアのニーズ把握とモデル訪問指導実施へつながった。</p>
事業の有効性・効率性	<p><b>1) 事業の有効性</b></p> <p>府内地域で活動する地域活動栄養士、食生活改善推進員、ケアマネジャー等の多職種が連携するための研修会により栄養ケアの重要性を周知する場となった。</p> <p>(7会場 667人参加)</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b></p> <p>府内全域において、地域の在宅療養者の課題を共有し、多職種が共同で、栄養ケアの効果的な推進が実践できるよう、先行事例によって、効率的な研修が行われた。</p>
その他	

事業の区分	2 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.27】 緩和医療の普及促進等事業	【総事業費】 12,446 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域泉州圏域、大阪市圏域	
事業の実施主体	がん診療拠点病院、医療機関、医師会等	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>高齢化の進展に伴いがん患者数の増加が見込まれることや苦痛に寄り添う必要性があることから、緩和医療の重要性はますます高まっていく。このようなことから、緩和医療の正しい理解への取組みを進め、患者や家族の苦痛の軽減につなげるとともに、入院や外来、在宅において最適な緩和医療が提供できるよう充実していく必要である。</p> <p>アウトカム指標：地域クリティカルパス導入率 100%</p>	
事業の内容（当初計画）	<p>○事業目的 がん患者・家族の苦痛の軽減と質の高い療養生活を送ることができるようにするために、地域における緩和医療の連携の推進を図り、かつ府民に対し緩和医療についての正しい知識の普及啓発を図る。府民への緩和医療の正しい理解への取組みを進めるとともに、在宅緩和ケアを担うかかりつけ医など緩和医療に携わる医療従事者に対する各地域での研修を行うことで緩和医療提供体制の充実と切れ目のない提供体制整備をめざす。</p> <p>○概要 ①緩和医療についての正しい知識の普及事業 ・がん診療拠点病院（国・府指定）が行う相談支援センターの充実強化、啓発資料作成を支援する。 ②緩和医療に携わる人材養成等事業 ・緩和医療人材養成事業（在宅医療含む）：地域のかかりつけ医等医療従事者を対象とした緩和医療研修会の開催等緩和医療人材の養成（初任者研修等）を行う地区医師会や医療機関等に対し補助する。</p> <p>○執行方法 ①がん診療拠点病院へ補助 ②がん診療拠点病院、医療機関、医師会等へ補助</p>	

<p>アウトプット指標（当初の目標値）</p>	<p>1 緩和医療についての正しい知識の普及事業 10 施設</p> <p>2 緩和医療に携わる人材養成等事業 15 機関</p>
<p>アウトプット指標（達成値）</p>	<p>1 緩和医療についての正しい知識の普及事業 14 施設</p> <p>2 緩和医療に携わる人材養成等事業 18 機関</p>
<p>事業の有効性・効率性</p>	<p>アウトカム指標：地域クリティカルパス導入率増</p> <p>(1) 事業の有効性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・普及啓発資料の作成支援等により緩和医療の正しい理解の普及を促進した。</li> <li>・緩和ケアに携わる人材養成を行い、緩和医療提供体制の充実と入院や外来、在宅と切れ目のない緩和医療提供体制の整備を図った。</li> </ul> <p>(2) 事業の効率性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・がん診療拠点病院を中心に行うことで、患者に対し効率的な普及啓発を行った。</li> <li>・医師会、がん診療拠点病院を中心に行うことで、病院や診療所、訪問看護ステーションなどの関係者に対して効率的に事業推進を行った。</li> </ul>
<p>その他</p>	<p>緩和医療提供体制の整備の一層の推進には、より多くの事業者へ支援を行い、緩和ケアの普及啓発を行っていく必要がある。</p> <p>医師会が主催する緩和医療人材養成事業では、在宅における病状緩和や地域の医療資源との連携、多業種連携・在宅医療との連携など、緩和医療に関する幅広い内容の研修を効果的に開催することができた。</p>

事業の区分	2 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.28】 H I V感染者の多様な医療ニーズに対応できる在宅等地域医療体制構築事業	【総事業費】 2,984 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の実施主体	大阪府（大阪府医師会に委託）	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>H I V感染者の高齢化や合併症により、今後、確実に増加が予測される在宅医療等へのニーズに対応できるようH I V感染者の一般診療を含む医療全般が、エイズ治療拠点病院に集中している現状を改善し、地域における受入れ診療所等の拡充と病診連携の促進が必要。</p> <p>アウトカム指標：患者受入協力医療機関の整備 ①透析医療機関数 10 か所 ②地域拠点診療所数※ ※2次医療圏（8 圏域）ごとに 2 か所以上 16 か所</p>	
事業の内容（当初計画）	<p>○事業目的 H I V感染症は治療の進歩により慢性疾患となっており、感染者の高齢化や合併症により、H I V感染症以外の多様な医療や介護へのニーズが高まっている。 今後確実に増加が予測される在宅医療等へのニーズに対応するため、H I V感染者の一般診療を含む医療全般が、エイズ治療拠点病院に集中している現状を改善し、地域における受け入れ診療所等の拡充と病診連携を促進する。</p> <p>○概要 H I V感染者の受け入れが可能な地域の診療所等を把握し、研修会及びエイズ治療拠点病院との連絡会議を開催する。</p> <p>○内容 ①大阪府医師会による会員等への調査により、H I V感染者の一般診療が可能な協力診療所等を把握する。 ②当該診療所等をリスト化し、拠点病院等からの紹介依頼に対応できる体制を整備する。 ③当該診療所等に対し、拠点病院専門医等の協力を得て研修会を実施し、かかりつけ医を育成する。 ④当該診療所等及び拠点病院との連絡会議を開催し、円滑な病診連携に向けて協議する。</p>	

	○執行方法 大阪府医師会に委託
アウトプット指標（当初の目標値）	①H I V感染者の一般診療が可能な協力診療所等を把握するための調査の実施、当該診療所等のリスト化 ②地域医療連携に係る研修会の実施
アウトプット指標（達成値）	①約 200 医療機関への調査を実施、今後のH I V陽性者受入意向のある医療機関の把握ができた（医療機関数等については、現時点では非公表） ②地域医療連携に係る研修会を実施（1回）
事業の有効性・効率性	（事業の有効性） 府全域の医療機関におけるH I V陽性者の診療経験及び受入経験並びに今後の受入意向の把握することができ、平成28年度以降の患者受入協力医療機関の整備につながる事業となった。  （事業の効率性） （一社）大阪府医師会を通じて、多くの会員に調査書が配付できたことで、府全域の医療機関に効率的、効果的に調査が行えた。
その他	

事業の区分	4 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.29】 医療勤務環境改善支援センター運営事業	【総事業費】 24,835 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の実施主体	大阪府（大阪府私立病院協会に委託）	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	医療安全の推進、地域医療の充実のためには、医療従事者の勤務環境改善等を行い、医療従事者の離職防止を図ることが必要	
	アウトカム指標： 医療従事者の離職率の減少 ※大阪府の看護職員離職率（27 年度 13.7%）	
事業の内容（当初計画）	<p>○事業目的</p> <p>医療勤務環境改善支援センターにおいて、医師・看護職員をはじめとした医療従事者の勤務環境改善を「医療従事者の確保・定着」のための課題として位置づけ、医療機関の主体的な取組を通じて、労務管理面のみならず、ワークライフバランスなどの幅広い観点を視野に入れた取組を推進する。</p> <p>○概要</p> <p>医療勤務環境改善支援センターにおいて、以下の事業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・先進事例の情報収集</li> <li>・経営・勤務環境に関する調査分析</li> <li>・個別支援・フォローアップ</li> <li>・運営協議会の設置・開催</li> <li>・研修（ワークライフバランス研修など）</li> </ul> <p>○執行方法 大阪府私立病院協会に委託</p>	
アウトプット指標（当初の目標値）	医療従事者の勤務環境の改善に向けた相談対応	20 件
アウトプット指標（達成値）	医療従事者の勤務環境の改善に向けた相談対応	21 件

<p>事業の有効性・効率性</p>	<p>(1) 事業の有効性          本事業の実施により、医療勤務環境の改善に取り組む医療機関からの相談体制を整備することができた。</p> <p>(2) 事業の効率性          本事業の効率性          広報・調査・相談窓口と多角的に事業を展開することで勤務環境改善に向けた取り組みの効率性を図った。</p>
<p>その他</p>	

事業の区分	4 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.30】 医師等の勤務環境改善のための医師事務 作業補助者（医療クラーク）の整備	【総事業費】 74,889 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の実施主体	特定機能病院（但し、前年度の逆紹介率が 50%未満の病院を除く）	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	医師をはじめとする医療関係職が専門性を発揮し本来の業務に専念できる環境の整備を図る。	
	アウトカム指標： 特定機能病院の逆紹介率の向上 平均 80%以上	
事業の内容（当初計画）	<p>○事業目的 医師事務作業補助者（医療クラーク）の配置を支援し、医師及び医療関係職と事務職員等との間での役割分担を推進することで、医師をはじめとする医療関係職が専門性を発揮し本来の業務に専念できる環境を整え、病院の機能強化を推進する。</p> <p>○概要 病院の機能強化を推進するためには、医師事務作業補助者を配置し、医師及び医療関係職と事務職員等との間での役割分担を推進することが非常に有効であることから、診療報酬の医師事務作業補助体制加算の対象外となっている特定機能病院における医師事務作業補助者の配置に対する補助を行う。 〔対象〕特定機能病院において、医師事務作業補助者の配置に係る人件費補助 (条件)</p> <p>①地域医療の充実に寄与させる観点から、前年度の逆紹介率に応じて補助率の割落しを行うとともに、逆紹介率が 50%未満の特定機能病院は補助対象外とする。</p> <p>②医師事務作業補助者に対する研修の実施（資質の確保）医師事務作業補助者導入による成果、働き方などを効果検証し、他の医療機関へ普及を図る。</p>	



	○執行方法 特定機能病院へ補助 (ただし、前年度の逆紹介率が50%未満の病院を除く)
アウトプット指標(当初の目標値)	7か所の特定機能病院に補助
アウトプット指標(達成値)	7か所の特定機能病院に補助
事業の有効性・効率性	(1) 事業の有効性 本事業の実施により、特定機能病院における医師事務作業補助者の配置に対する支援を行うことができた。 (2) 事業の効率性 前年度の逆紹介率に応じて補助率を決定することにより地域の医療機関との連携を推進するという副次効果を狙い事業の効率性を図った。
その他	

事業の区分	4 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.31】 病院内保育所施設整備費補助事業	【総事業費】 258,233 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の実施主体	医療機関	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	看護職員や女性医師をはじめとする医療従事者の子育てによる離職を防止、再就業を支援する。	
	アウトカム指標：当該院内保育所を利用する医療機関における看護職員の離職率低下	
事業の内容（当初計画）	<p>○事業目的 看護職員をはじめとする医療従事者の働きやすい環境を整え、その定着に寄与する。</p> <p>○概要 病院内保育所施設整備費補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・看護職員をはじめとする医療従事者の定着を図るため、医療従事者の乳幼児を預かる府内病院内保育所の新築、増改築または改修に要する費用の一部を補助する。</li> <li>・近隣の医療従事者の乳幼児を預かる体制を整えた場合に、基準面積の算定に、収容定員 31 人～60 人を追加。</li> <li>・公立病院についても、同様の要件を満たせば、収容定員 31 人～60 人部分のみ、基準面積に算入して交付。</li> </ul> <p>○執行方法 医療機関へ補助</p>	
アウトプット指標（当初の目標値）	院内保育所施設整備補助件数 2 件	

アウトプット指標（達成値）	院内保育所施設整備補助件数 2 件
事業の有効性・効率性	病院内保育所を利用している看護職員の離職率は 8.02%と大阪府の看護職員離職率 13.9%より低い
	<p>有効性</p> <p>従来から医療従事者の乳幼児を預かる府内病院内保育所の新築、増改築または改修に要する費用の一部を補助してきたが、基金事業に移行したことで補助率を上げることにより（1/3→1/2）院内保育所の施設整備を推進した。</p> <p>効率性</p> <p>申請書を紙及び電子データの両方を提出させることにより申請の修正箇所を申請者に的確に伝えることができたため効率的に事務を行うことができた。</p>
その他	H26 年度基金活用分 1 件 総事業費 24,589 千円

事業の区分	4 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.32】 病院内保育所運営費補助事業	【総事業費】 3,089,475 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の実施主体	医療機関	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	看護職員や女性医師をはじめとする医療従事者の子育てによる離職を防止、再就業を支援する。	
	アウトカム指標： 当該院内保育所を利用する医療機関における看護職員の離職率低下	
事業の内容（当初計画）	<p>○事業目的 看護職員や女性医師をはじめとする医療従事者の離職防止及び再就職を図る。</p> <p>○概要 看護職員をはじめとした医療従事者の定着を図るため、病院内保育所設置者に対し、保育士等の人件費を補助する。 24 時間保育等の加算額については、近隣の医療従事者の乳幼児を預かる体制を整備することを条件化して交付する。 公立・公的病院も同様の条件を満たせば、加算額部分のみ交付対象に追加。</p> <p>○執行方法 医療機関へ補助</p>	
アウトプット指標（当初の目標値）	病院内保育所補助件数 9 8 件（うち公立・公的病院 2 件）	
アウトプット指標（達成値）	病院内保育所補助件数 9 6 件（うち公立・公的病院 2 件）	

事業の有効性・効率性	<p>病院内保育所を利用している看護職員の離職率は 8.02%と大阪府の看護職員離職率 13.9%より低い</p>
	<p>(1) 有効性  民間事業者だけでなく国立、公立に補助対象を広げたこと、近隣医療機関の医療従事者の児童を受入れる施設にのみ加算を行ったことにより国公立の医療従事者及び院内保育所を持たない病院に勤務する医療従事者の離職防止及び再就職の推進に寄与した。</p> <p>(2) 効率性  申請書を紙及び電子データの両方を提出させることにより申請の修正箇所を申請者に的確に伝えることができたため効率的に事務を行うことができた。</p>
その他	

事業の区分	4 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.33】 地域医療支援センター運営事業	【総事業費】 52,119 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の実施主体	大阪府（大阪府立病院機構に委託）	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	医師の診療科目・地域偏在を軽減	
	アウトカム指標： キャリア形成を踏まえた医師の派遣調整数	
事業の内容（当初計画）	<p>○事業目的</p> <p>地域医療に従事する医師のキャリア形成を支援しながらバランスのとれた医師確保を推進する。</p> <p>本事業の取り組みにより、救急医療・周産期医療をはじめとした各分野の医療提供体制の充実を図る。</p> <p>○概要</p> <p>府域全体で医療提供体制を支える医師を確保するため、地域医療支援センター運営事業を実施する。</p> <p>センターが個々の医師の意向も踏まえながら、適切な時期に適切な研修・指導を受け、効率的にキャリアアップが図れるように情報提供と調整を行う。</p> <p>こうした動きの中で地域におけるバランスのとれた医師配置を実現していく。</p> <p>〔対象〕 地域医療支援センター運営事業費</p> <p>〔人数〕 専任医師 2 人・専従職員 3 人</p> <p>○執行方法 大阪府立病院機構に委託</p>	
アウトプット指標（当初の目標値）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新会員（登録医師等）の増加 20 人</li> <li>・医師等がキャリアアップを図るための研修等を開催</li> </ul>	
アウトプット指標（達成値）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新会員（登録医師等）の増加 22 人</li> <li>・医師等がキャリアアップを図るための研修等を開催した。また、新たな会員を確保するため、レジナビフェアに参加・広告掲載を行うなどの広報活動を行った。</li> </ul>	

<p>事業の有効性・効率性</p>	<p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：新たな会員確保により、医師配置の好循環が期待できる。</p>
	<p><b>(1) 事業の有効性</b>  府内の医学部設置大学及び病院の協力の下、救急医療・周産期医療をはじめとした分野の研修を受け入れるネットワーク体制を構築し、医師の意向も踏まえながら効率的にキャリアアップが図れるように情報提供と調整を行う中で、地域におけるバランスのとれた医師配置を推進したと考える。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b>  大阪府全体において、まとまった研修ネットワーク体制を構築したことにより、効率的な事業運営ができたと考える。</p>
<p>その他</p>	

事業の区分	4 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.34】 地域医療確保修学資金等貸与事業	【総事業費】 12,034 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の実施主体	大阪府	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	医師の診療科偏在・地域偏在を軽減	
	アウトカム指標：府内所定の施設への就業率 100%	
事業の内容（当初計画）	<p>○事業目的</p> <p>周産期や救急医療などに携わる医師の確保が非常に困難となっている現状に対応するため、これらの医療分野を志望する医学生に対し修学資金等を貸与し、将来的にこれらの分野で勤務する医師を確保する。</p> <p>○概要</p> <p>周産期や救急医療などに携わる医師を確保するため、医学生に対し修学資金等を貸与する。貸与終了後一定期間、周産期母子医療センターや救命センターなど、府内の拠点医療機関に勤務することで返還を免除する。</p> <p>〔対象〕 府内大学の医学部生</p> <p>〔人数〕 大阪市大 3 名、大阪医科大学 2 名、関西医科大学 5 名 計 10 名</p> <p>○執行方法 直執行</p>	
アウトプット指標（当初の目標値）	修学資金等を貸与する医学生 10 名の確保	
アウトプット指標（達成値）	医学生 10 名を確保した。	



事業の有効性・効率性	<p>地域医療を志す医学生を確保した。地域医療に従事する医師となるよう、所属大学と連携して育成していく。</p>
	<p>(1) 事業の有効性          本事業を行うことによって、将来、10名の医師確保が可能。</p> <p>(2) 効率性          本事業の対象となる医学生が属する大学において、年に2回の事務説明会等を開催し、医学生に対して本府の地域医療の現状や、本事業の奨学金を受けるにあたっての注意点や事務手続きを分かり易く説明したことにより効率的に事務を行うことができた。</p>
その他	

事業の区分	4 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.35】 産科小児科担当医等手当導入促進事業	【総事業費】 457,311 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の実施主体	医療機関	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	府域において、医師の地域別・診療科別の偏在が生じており、特に過酷な勤務環境で勤務する産科や小児科（新生児）の医師は不足しており、府としても周産期医療体制等の充実のため、医師確保の取組が必要。 アウトカム指標：産科医保障制度に加入する府内の分娩を取り扱う医療機関の継続率 90%	
事業の内容（当初計画）	<p>○事業目的</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 産科医分娩手当導入促進事業 産科医・助産師に分娩手当を支給する医療機関に対して補助を行う。</li> <li>2 産科研修医手当導入促進事業 産科専攻医に研修医手当を支給する医療機関に対して補助を行う。</li> <li>3 新生児医療担当医手当導入促進事業 NICUに入室する新生児を担当する医師に手当を支給する医療機関に対して補助を行う。</li> </ol> <p>○概要</p> <p>地域でお産を支える産科医等に対し分娩手当等を支給するとともに、NICUにおいて新生児医療に従事する医師に対し新生児担当手当等を支給することなどにより、処遇改善を通じて周産期医療を実施する医療機関及び医師等の確保を図る。</p> <p>○執行方法 医療機関へ補助</p>	
アウトプット指標（当初	補助金対象分娩機関数 82 件	

の目標値)	
アウトプット指標（達成値）	補助金対象分娩機関数 82 件
事業の有効性・効率性	<p><b>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：</b>制度を利用した医療機関において、処遇改善による医師の確保やお産ができる医療機関の確保が出来たと考える。</p>
	<p><b>（1）事業の有効性</b> 産科や小児科（新生児）科の医師などの処遇改善を行うことによって、産科等医療を担う医療機関や医師確保につながったと考える。</p> <p><b>（2）事業の効率性</b> 本事業の実施にあたり、医療機関が制度の趣旨を十分理解し適切な運用ができるよう説明会を開催するとともに、効果的な事例や申請書等における「よくある記入誤り」について注意喚起し、申請等の適正化を図った。</p>
その他	

事業の区分	4 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.36】 精神科救急医育成事業	【総事業費】 2,700 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の実施主体	大阪府（大阪精神科病院協会に委託）	
事業の期間	平成 27 年 9 月 17 日～平成 28 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	若手の精神科救急医が不足しており、精神科救急医療体制の維持・確保が困難になるおそれがある。	
	アウトカム指標： 平成 29 年度末における精神科救急勤務医不足（約 40 名）の解消。	
事業の内容（当初計画）	<p>○事業目的 精神科救急における若い医師向けの精神科救急についての研修を行うことで、精神科救急医の育成を行う。</p> <p>○概要 精神科救急における若い医師向けの精神科救急についての研修を行うことで、精神科救急医の育成を行う。</p> <p>○執行方法 大阪精神科病院協会への委託</p>	
アウトプット指標（当初の目標値）	研修受講者数：210 名	
アウトプット指標（達成値）	研修受講者数：179 名	

<p>事業の有効性・効率性</p>	<p>(1) 事業の有効性  精神科医、精神科研修医等を対象に、講習会や病院での実地研修を行うことで、精神科救急に携わる動機づけを高めることができ、今後の精神科病院における精神科救命医の確保につなげることができた。</p> <p>(2) 事業の効率性  本事業の実施で、府内の精神科病床をもつ医療機関 60 か所のうち、24 機関から講習会の参加があり、また 16 機関で実地研修が実施されたことから、効率的に精神科救命医の育成ができた。</p>
<p>その他</p>	

事業の区分	4 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.37】 女性医師等就労環境改善事業	【総事業費】 240,117 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の実施主体	医療機関	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	女性医師の割合は、今後も増加が見込まれる。 女性医師の出産・育児・介護等による離職が医師不足の一因になる恐れがあるため、女性医師を離職させない取組が必要。  アウトカム指標：府内の女性医師に占める就業率 95%以上 (厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」によるもの)	
事業の内容（当初計画）	○事業目的 医療機関が実施する「医師の勤務環境の改善への取組」や「出産・育児・介護等により、休職・離職した女性医師等の復職支援への取組」を支援する。本事業の取り組みにより、医師の定着を図り、安定的な医師確保に資することを目的とする。  ○概要 「就労環境改善」及び「復職支援研修」を実施する際に必要となる代替医師の person 費や研修経費等の一部を医療機関に対して補助。  ○執行方法 医療機関へ補助	
アウトプット指標（当初の目標値）	「就労環境改善」及び「復職支援研修」を実施するに必要な代替医師の person 費や研修経費等の一部を補助。	
アウトプット指標（達成値）	就労環境改善を行った 3 4 医療機関に対し補助。 女性医師等の就労環境の改善を行うことによって、医師の確保・定着を図った。	
事業の有効性・効率性	終了後 1 年以内のアウトカム指標：制度を利用した医療機	

	<p>関において、医師の離職を防止できたと考える。</p>
	<p><b>(1) 事業の有効性</b></p> <p>本事業を実施することによって、補充困難な診療科の医師や離職を検討していた医師が引き続き勤務が可能となるなど、医師確保・定着の取組に有効であったと考える。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b></p> <p>本事業の実施にあたり、医療機関が制度の趣旨を十分理解し適切な運用ができるよう説明会を開催するとともに、効果的な事例や申請書等における「よくある記入誤り」について注意喚起し、申請等の適正化を図った。</p>
その他	

事業の区分	4 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.38】 新人看護職員等研修事業	【総事業費】 1,449,110 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の実施主体	大阪府（大阪府看護協会に委託）、医療機関	
事業の期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	医療の高度化、平均在院日数の短縮化に伴う看護職員への負担増、国民の医療安全への意識の高まりからくる医療事故等への精神的不安など様々な要素により、看護職員、特に新人看護職員の離職率は高い状態が続いている。	
	アウトカム指標： 当該研修実施医療機関における新人看護職員の離職率低下	
事業の内容（当初計画）	<p>○事業目的 新人看護職員の看護の質の向上及び早期離職防止を図る。また、看護職員の養成に携わる者に対して必要な知識、技術を修得させ、看護教育の内容の充実、ならびに質の向上を図る。</p> <p>○概要</p> <p>1 新人看護職員研修、医療機関受入研修事業、多施設合同研修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新人看護職員の資質の向上及び離職防止を図るため、ガイドラインに沿った研修を実施する施設に対して補助。また、研修責任者フォローアップ研修に参加させた施設に対し、その受講料の1/2相当額を追加補助。</li> <li>・採用数が少ないなどの理由により、単独で研修を実施することができない病院等の新人看護職員を対象に、府内8か所で合同研修を実施。 (大阪府看護協会に委託、同協会が各地域の中小規模病院の研修責任者と協働し企画・実施)</li> <li>・執行方法 新人看護職員研修、医療機関受入研修事業は医療機関へ補助 多施設合同研修は大阪府看護協会へ委託</li> </ul> <p>2 専任教員養成講習会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・看護職員の養成に携わるものに対して、必要な知識技術を</li> </ul>	



	<p>習得させ、看護教育内容の充実、質の向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 執行方法 大阪府看護協会へ委託</li> </ul> <p>3 実習指導者講習会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 看護師等養成所の実習施設で指導者の任にある者に対し、実習の意義、指導者の役割を理解させ、効果的な指導ができるよう必要な知識、技術を習得させる。</li> <li>・ 病院以外の実習施設で指導者の任にある者に、実習の意義、指導者の役割を理解させ、特定分野の実習における効果的な指導ができるよう必要な知識、技術を習得させる。</li> <li>・ 執行方法 大阪府看護協会へ委託</li> </ul>
アウトプット指標（当初の目標値）	新人看護職員研修補助件数：160 件
アウトプット指標（達成値）	新人看護職員研修補助件数：159 件
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標： 新人看護職員の離職率の低下 当該補助金を活用した医療機関の新人看護職員の離職率が大阪府の新人看護職員の離職率を下回った。</p>
	<p>（1）事業の有効性 新人看護職員の基本的臨床実践能力の獲得及び早期離職防止の推進に寄与した。 また専任教員養成、実習指導者講習会については、看護師等養成所の看護教員及び実習指導者の資格取得質の向上に寄与した。</p> <p>（2）事業の効率性 研修の機会を広く周知し、申請書の提出と併せて電子データの提出を求めたことにより、内容を効率的に審査し財源を有効に執行できたと考える。</p>
その他	

事業の区分	4 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.39】 看護師等養成所運営費補助事業	【総事業費】 8,289,358 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の実施主体	看護師等養成所	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	看護職員等養成所における教育内容の充実を図り、今後の在宅医療の充実も踏まえた看護サービスの向上と看護職員の定着対策を推進する。	
	アウトカム指標：府内医療機関への就職率	
事業の内容（当初計画）	<p>○事業目的 保健師、助産師、看護師養成所における養成諸運営費に係る経費の一部を補助することにより、看護師等養成所における教育内容の充実を図り、看護サービスの向上と地域における看護職員の安定的な確保・定着を図る。</p> <p>○概要 医療機関等における看護職員の確保を図るため、保健師、助産師、看護師等養成所における運営費に係る経費の一部を補助する。 訪問看護ステーションへのインターンシップに取り組むことを要件として基準額どおりに交付、取組まない施設は基準額に 87%を乗じ、減額して交付。</p> <p>○執行方法 看護師等養成所へ補助</p>	
アウトプット指標（当初の目標値）	養成所補助件数：55 件 インターンシップ参加率：6.7%	
アウトプット指標（達成値）	養成所補助件数：55 件 インターンシップ参加率：8.6%	

<p>事業の有効性・効率性</p>	<p>(1) 事業の有効性  保健師、助産師、看護師養成所における養成所運営費に係る経費の一部を補助することにより、看護師等養成所における教育内容の充実を図り、看護サービスの向上と看護職員の定着対策を推進した。</p> <p>(2) 事業の効率性  大阪府訪問看護ステーションインターンシップ事業に学年定員の5～10%程度の学生を参加させる養成所に対しては原則として基準額どおり補助金を交付し、参加させない場合は減額することとしたことにより、養成所における学生の在宅看護への関心を高めることができた。</p>
<p>その他</p>	<p>養成所が学生に対して訪問看護ステーションインターンシップ事業への参加を促すことにより、同基金事業である大阪府訪問看護ステーションインターンシップ事業の計画的、効率的な実施が可能となっている。</p>

事業の区分	4 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.40】 ナースセンター事業・総合ICT化事業	【総事業費】 37,696千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の実施主体	大阪府（ナースセンター事業は大阪府看護協会に委託）	
事業の期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	看護職による就業あっせんによる離職期間の長い潜在看護師の再就業に対する不安の解消 ナースセンター：看護師の再就業数の増加率	
事業の内容（当初計画）	<p>○事業目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ナースセンターにおいて、看護師確保対策に即効性のある潜在看護職員の就業を推進する。</li> <li>・再就業に不安を持つ看護職員を対象に再就業支援のための各種講習会を開催する。</li> </ul> <p>○概要</p> <p>1 ナースセンター事業</p> <p>潜在看護職員復帰支援事業を円滑・効果的に実施するため、ナースセンターを運営。</p> <p>(1) ナースバンクの実施</p> <p>資格を持ちながら家庭等に潜在している未就業の看護職員の再就業を促進するため、無料職業紹介（ナースバンク）を実施。</p> <p>(2) 就業協力員の配置</p> <p>ナースセンター事業の効果的な運営を図るため、『就業協力員』を配置し、事業のPRを行うとともに、府内医療機関やハローワーク等関係機関との連絡調整等に努めており、その機能強化を図るため、就業協力員及び相談員の増員等を行う。</p> <p>(3) 再就業支援講習会の開催</p> <p>退職後のブランクなどにより、再就業に不安を持つ看護職員の方を対象として、現場の実務に即した内容の講習会を開催し、現場復帰を支援。</p> <p>(4) リフレッシュ研修会の実施</p> <p>新卒就業後3年程度の看護職員に対し、同年代の仲間と</p>	

	<p>の交流を通して心身をリフレッシュさせ、自己啓発の意欲をもたせることにより、離職防止を図る。</p> <p>○執行方法 ナースセンター事業…大阪府看護協会へ委託</p>
アウトプット指標（当初の目標値）	就職者数 20%増
アウトプット指標（達成値）	就職者数 42.3%増
事業の有効性・効率性	<p>ナースセンターによる就職者数 H26：475人→H27：676人に増加</p>
	<p>●ナースセンター事業</p> <p>（1）事業の有効性 積極的な広報活動によりナースセンターの認知度が向上し、新規求職登録者数、就職者数を増加させることができた。</p> <p>（2）事業の効率性 ハローワークと連携したことによりナースセンターと別々に行っていた看護師の就業支援を効率的に行うことができた。</p>
その他	

事業の区分	4 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.41】 小児救急電話相談事業	【総事業費】 44,320 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の実施主体	大阪府（株式会社エヌ・ティ・ティデータ関西に委託）	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	核家族化が進む中、子どもの急病時の対応方法に不安を感じる保護者の不安を解消し、救急医療の適正利用を促すことで、夜間の二次救急等の医療機関の負担軽減を図る必要がある。 アウトカム指標：小児夜間救急利用の抑制：16%以下	
事業の内容（当初計画）	小児科医の支援体制のもと、子どもの急病時の対応方法に関する相談に看護師が電話にて対応する。 保護者等の家庭看護力を向上させるとともに、適切な受診行動を促すことで夜間の二次救急病院等への患者集中を緩和し、負担軽減を図る。	
アウトプット指標（当初の目標値）	平成 26 年度相談件数：45,167 件	
アウトプット指標（達成値）	平成 27 年度相談件数：49,632 件	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：適切な小児夜間救急利用の促進。</p> <p>相談対応で、夜間救急受診や救急車を呼ぶように指示した割合を低い割合で推移させることができ、適切な小児夜間救急の利用促進につながることができた。</p> <p>（平成 26 年度：14.5%、平成 27 年度：16%）</p> <p>（1）事業の有効性</p> <p>相談件数は、増加傾向にあり、保護者からの高い需要がある。また、電話相談の内容として、受診に関しての相談が多い中、夜間救急の受診や救急車を呼ぶようにといった対応は 16%（平成 27 年度）にとどまっております、適切な受診行動の促進ができた。</p> <p>（2）事業の効率性</p>	

	<p>大阪府として事業を実施することで、府内全域に対応することにより、効率的な、執行ができています。また、医療機関受診先の紹介にあたっては、救急医療情報センターの紹介など、他の機関への橋渡しも行っており、救急医療資源の効率的な利用が図られた。</p>
その他	

事業の区分	4 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.42】 小児救急医療支援事業	【総事業費】 1,173,860 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の実施主体	府内市町村（二次医療圏単位の幹事市）	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	休日・夜間における入院治療が必要な小児救急患者の受入体制（二次救急医療体制）の確保が必要である。	
	アウトカム指標：大阪府内の小児死亡率（15 歳未満） 全国平均以下（29 年度）※22 年度の現状値 10.1（10 万対）	
事業の内容（当初計画）	休日・夜間において入院治療が必要な小児救急患者の受入体制を確保することにより、子どもの病気、けが等の急変時に迅速かつ適切な医療を提供する。 具体的には、市町村において、地域ブロック単位での輪番制等により休日・夜間に小児救急患者を受け入れる医療機関を確保する事業を実施し、府は事業実施にかかる費用を補助する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	休日・夜間における入院治療等が必要な小児救急患者を受け入れる救急医療体制を各二次医療圏（6 医療圏＋大阪市 4 基本医療圏）で確保する。	
アウトプット指標（達成値）	休日・夜間における入院治療等が必要な小児救急患者を受け入れる救急医療体制を各二次医療圏（6 医療圏＋大阪市 4 基本医療圏）で確保した。	
事業の有効性・効率性	事業後 1 年以内のアウトカム指標： 大阪府内の小児死亡率（15 歳未満）	
	<p><b>（1）事業の有効性</b></p> <p>本事業により輪番等で受入医療機関を確保することで、以下の 2 点が実現した。</p> <p>①医師をはじめとする医療従事者確保の観点から、受入体制の確保が容易ではない休日・夜間の小児救急医療体制について、小児救急患者の円滑な搬送受け入れが</p>	



	<p>促進された。</p> <p>②小児救急医療に従事する医師等の負担軽減につながった。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b></p> <p>市町村が行う地域ブロック単位での小児救急医療体制運営事業に対して助成をすることによって効率的に小児救急医療体制を確保することができた。</p>
その他	

事業の区分	4 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.43】 救急搬送患者受入促進事業	【総事業費】 12,207,458 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の実施主体	医療機関	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	救急搬送件数の増加が見込まれる中、膨大な救急需要に対して、実態を踏まえた課題、改善点を洗い出し、搬送困難症例（救急隊が病院選定に難渋する救急患者）を含めた、円滑な救急搬送・受入れ体制の構築を図る必要がある。 アウトカム指標：搬送困難症例件数の割合の増加抑制：6.2%（前年度費－1%）	
事業の内容（当初計画）	○大阪府救急・災害医療情報システムに救急搬送された患者情報（初診時主訴や確定診断等）の入力を委託する。 ○搬送困難症例（診療科が複数に跨り転院調整に難渋する小児外傷患者、5 件以上の病院照会又は 30 分以上の現場滞在で搬送先が決まらない患者など）の患者を受入れた医療機関に対し、経費の一部を補助する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	補助医療機関数：187 医療機関 病院後情報入力件数：382,768 件	
アウトプット指標（達成値）	補助医療機関数：192 医療機関 病院後情報入力件数：398,789 件	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標 救急搬送応需率の上昇（平均 56.3%⇒59.6%）  （1）事業の有効性 救急隊の搬送情報と病院側の患者情報のリンク率が上昇し、効果的な搬送ルール等の検証ができるようになった。本事業により搬送困難症例の受入れ病院数が増加（187 医療機関⇒192 医療機関）した。 （2）事業の効率性 新たに情報収集をするのではなく、ICT（システム）を活用することで効率的な情報収集に努めた。 また、診療報酬等を考慮し、補助率を 1/3 に設定することで病院にも適切な負担を求めた。	

その他	本事業では補助対象となる患者情報を ORION (Osaka emergency information Research Intelligent Operation Network system: 救急搬送支援・情報収集・集計分析システム) へ入力することを補助要件としており、これにより先に救急隊が ORION に入力した病院前情報との突合が可能となり、救急搬送・受入れの実態のデータによる検証にもつながる。
-----	--

事業の区分	4 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.44】 災害医療体制確保充実事業	【総事業費】 5,400 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の実施主体	大阪府（医療機関等に委託）	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	災害時に発生が予想される多数の患者を、適切な医療機関で迅速に診療できるような体制の確保が求められる。	
	アウトカム指標： 災害医療の研修による医療従事者の養成人数 180 人	
事業の内容（当初計画）	救急・災害医療に不慣れな医療スタッフが最低限の災害に対する知識とトリアージの手法を取得することで、災害時に入院治療を要さない被災患者が災害医療機関になだれ込むのを防ぎ、必要な患者を必要な医療機関で診療できる体制を確保できるよう研修を実施する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	研修による医療従事者の養成人数：180 人	
アウトプット指標（達成値）	研修による医療従事者の養成人数：199 人	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：災害発生時の急性期医療を担う医療従事者の確保	
	<p>（1）事業の有効性</p> <p>6 回の研修で計 199 人の医療従事者がトリアージや外傷初期診療など災害医療に関する基礎知識などを習得し、急性期医療を担う医療従事者を養成した。</p> <p>（2）事業の効率性</p> <p>普段、救急・災害医療に携わらない医療機関に対し、大阪府医師会が実践的なプログラムと運営法オフを検討実施することで、より効率的に医療機関に複数名の災害医療従事者を確保することができた。</p>	
その他		

事業の区分	4 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.45】 特定科目休日夜間二次救急医療体制運営 事業	【総事業費】 70,484 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の実施主体	大阪府（大阪府医師会に委託）	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	夜間・休日における特定科目（眼科・耳鼻咽喉科）の初期救急に対するバックアップ体制の構築を図る。	
	アウトカム指標：眼科・耳鼻咽喉科領域で搬送困難症例件数の増加抑制（27 年度：23 件、前年度より 9 件減）	
事業の内容（当初計画）	夜間、休日における眼科、耳鼻咽喉科の二次救急医療体制として、緊急度、重症度の高い患者を受け入れる後送病院を府全域で輪番制により確保する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	365 日間、眼科・耳鼻咽喉科の二次救急医療体制（空床）の確保（眼科：31 機関、耳鼻咽喉科 32 機関で体制を確保）	
アウトプット指標（達成値）	365 日間、眼科・耳鼻咽喉科の二次救急医療体制（空床）の確保（眼科：31 機関、耳鼻咽喉科 32 機関で体制を確保）	
事業の有効性・効率性	アウトカム指標：バックアップ体制の確保日数（365 日）	
	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>眼窩底骨折や急性咽頭蓋炎等の重症度の高い患者は対応が遅れると予後に大きく影響するため、後送病院を確保することにより、早期治療を行うことができる。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>府内全域の患者が一旦、初期を担う市の中央急病診療所に搬送されることになっており、同診療所のトリアージによって二次救急医療の対応が必要と判断された患者を、本事業で確保している二次後送病院が受け入れるという「初期-二次」の連携による役割分担を行っている。</p>	
その他		

事業の区分	4 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.46】 医療対策協議会運営事業	【総事業費】 126 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の実施主体	大阪府	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	医師は全国の場合と比較すると一定確保されているが、地域別・診療科別の偏在が生じている状況等を踏まえ、医療提供体制の整備や医療機関の機能分担や連携の推進、医師の確保や医療機関への配置、地域医療を担う医師の生涯を通じた教育研修体制の整備等について、大阪府の実情に適した効果的な対策の検討が必要。	
	アウトカム指標： 臨床研修医の適正な配置 600 人以上	
事業の内容（当初計画）	<p>○事業目的 大阪府の実情に適した効果的な医師確保策を検討する。</p> <p>○概要 救急医療、災害医療、周産期医療及び小児救急を含む小児医療等の医療従事者の確保及びその他大阪府において必要な医療の確保に関する施策について調査審議するため医療対策協議会を設置する。</p> <p>○執行方法 直執行</p>	
アウトプット指標（当初の目標値）	年度内 1 回以上開催	
アウトプット指標（達成値）	年度内に 1 回開催した。	

<p>事業の有効性・効率性</p>	<p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：臨床研修医の適正な配置を行った。</p> <p>(1) 事業の有効性          医師養成機関や、病院等医療関係団体、患者団体の代表者等による協議の場を設けることによって、医師確保や養成に関する事業について、all 大阪としての適切な意思決定ができたと考える。</p> <p>(2) 事業の効率性          本協議会を開催するにあたり、事前に意見聴取を行うことにより、協議会当日の議論の混乱を避け、効率的な進行を図った。</p>
<p>その他</p>	

事業の区分	4 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.47】 治験ネットワーク機能構築事業	【総事業費】 10,072 千円
事業の対象となる区域	豊能圏域、三島圏域、北河内圏域、中河内圏域、南河内圏域、堺市圏域、泉州圏域、大阪市圏域	
事業の実施主体	大阪府（NPO法人に委託）	
事業の期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善を図る。	
	アウトカム指標：看護師の再就業数の増加率	
事業の内容（当初計画）	<p>○事業目的</p> <p>府内の基幹的な医療機関による治験ネットワーク機能を構築することで、治験業務の効率化・迅速化を進め、医療機関（治験業務従事者）の負担を軽減する。</p> <p>また、潜在看護師等をCRC（臨床研究コーディネーター）として養成し「治験業務従事者の負担軽減」を図るとともに、「潜在看護師等の社会復帰」を促進する。</p> <p>○概要</p> <p>①治験ネットワークの窓口機能（治験ネットワーク内及び治験依頼者との調整、共同IRBの運営効率化のための諸整備等）を整備する。</p> <p>②潜在看護師等を対象にCRC養成研修（講義＋実務研修）を実施する。</p> <p>○執行方法 NPO法人に委託</p>	
アウトプット指標（当初の目標値）	○CRC（臨床研究コーディネーター）の養成：6名	
アウトプット指標（達成値）	○CRC（臨床研究コーディネーター）の養成：2名	



<p>事業の有効性・効率性</p>	<p>(1) 事業の有効性  治験ネットワークにおいて窓口機能が整備され、ネットワーク内及び治験依頼者との調整機能を果たしたことにより、認知度向上のための広報活動、運用効率化に向けた検討、治験依頼者ニーズの把握等が進んだ。  また、潜在看護師等を治験・臨床研究の中核を担うCRCとして養成することで、「治験業務従事者の負担軽減」と「潜在看護師等の復職支援」につなげた。</p> <p>(2) 事業の効率性  調達方法や手続きについて行政の方法を紹介することで、一定の共通認識のもとで事業を執行することができた。</p>
<p>その他</p>	

事業の区分	3. 介護施設等の整備に関する事業	
事業名	大阪府介護施設等整備事業	【総事業費】 4,282,498 千円
事業の対象となる区域	大阪府全域	
事業の実施主体	大阪府、大阪市、豊中市、吹田市、高槻市、茨木市、八尾市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、羽曳野市、東大阪市、泉南市、大阪狭山市、阪南市、能勢町、くすのき広域連合	
事業の期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域密着型サービス施設等の更なる整備等が求められる。 アウトカム指標：住まい・医療・介護など一体的に提供される地域包括ケアシステム構築の推進。	
事業の内容（当初計画）	地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域密着型サービス施設等の整備等を支援することにより、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進する。 ・地域密着型特別養護老人ホーム1, 189床 → 406床 ・小規模多機能型居宅介護事業所48か所→19か所 ・認知症高齢者グループホーム118か所 → 12か所	
アウトプット指標（当初の目標値）	・地域密着型特別養護老人ホーム1, 189床 → 406床 ・小規模多機能型居宅介護事業所48か所→19か所 ・認知症高齢者グループホーム118か所 → 12か所	
アウトプット指標（達成値）	平成27年度においては、以下の施設整備等の支援を実施した。 ・地域密着型特別養護老人ホーム 174床 ・小規模多機能型居宅介護事業所 4か所 ・認知症高齢者グループホーム 2か所 事業費高騰による入札不調や周辺住民との調整に時間を要したため年度内に整備できない事業が複数出た。 そのため、事業の目標達成に向けては、各市町村に対して進捗管理を実施し、本府と市町村で連携して事業の確実な実施に向けて取り組む。	

事業の有効性・効率性	<p><b>(1) 事業の有効性</b></p> <p>本事業は、各市町村計画に基づき地域密着型サービス施設等の整備等の支援を実施している。平成27年度は、必要利用定員総数の多い政令・中核市を中心に施設整備が進められた。地域の高齢者が利用することができ、介護サービスを受けられるようになった。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b></p> <p>7月と12月に市町村との連絡会議（圏域調整会議）を開催し、本事業の要綱や内容についての説明を実施した。市町村に要綱等を送付するだけでなく、直接伝えることで事業を効率的に進めることができた。</p>
その他	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.1】 介護人材確保・職場定着支援事業 ・マッチング力の向上事業（地域関係機 関との連携）	【総事業費】 1,306 千円
事業の対象となる区域	大阪府全域	
事業の実施主体	大阪府（大阪府社会福祉協議会へ委託）	
事業の期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニ ーズ	府域における安定した介護従事者の確保・育成に向けた支 援体制の構築を図る。 アウトカム指標： 地域における介護人材確保のための基盤の強化。	
事業の内容（当初計画）	大阪府、大阪府社会福祉協議会及び地域における様々な関 係機関、団体で構成する地域人材確保連絡会議（府内6ブ ロックごと）を設置し、地域ぐるみで人材確保に取り組む。 会議の場において、各ブロックの現状、課題を共有し、地 域の実情にあった介護人材の確保の取組みを行うため、採 用戦略など今後の方針を検討し、ブロックごとに開催する セミナーや就職説明会のテーマ設定など運営方針を企画。	
アウトプット指標（当初 の目標値）	地域介護人材確保連絡会議の開催： 24回（6ブロック×4回）	
アウトプット指標（達成 値）	地域介護人材確保連絡会議の開催： 32回（各ブロック：4～7回）	
事業の有効性・効率性	<p><b>（1）事業の有効性</b> 地域介護人材確保連絡会議を開催することにより、地域 ぐるみで介護人材確保の取組みを行うことができた。</p> <p><b>（2）事業の効率性</b> 多様な機関と連携して人材確保策に取り組むことによ り、地域の課題や認識を共有でき、効率的に連携して取組 みを進めていく体制が構築できた。</p>	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.3-1】 介護人材確保・職場定着支援事業・参入促進・魅力発信事業（教育関係機関との連携及び介護の日啓発事業）	【総事業費】 1,955 千円
事業の対象となる区域	大阪府全域	
事業の実施主体	大阪府（大阪府社会福祉協議会へ委託）	
事業の期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	府域における安定した介護従事者の確保・育成に向けた支援体制の構築を図る。 アウトカム指標： 高校生や教員の介護に対する理解促進。	
事業の内容（当初計画）	○教育関係機関との連携により、高校生等への福祉の魅力を発信する。 ・高校の福祉科教員を中心とした教育関係機関と連携し、連絡会議を開催するなど高校などの教育機関において積極的に福祉の魅力を発信する。また、福祉分野が進路の選択肢となるよう高校教員向け勉強会や高校生を対象にセミナーを開催。 ○「介護の日」のイベントとして、府民を対象に介護現場の魅力やそのやりがいなどを周知啓発するため、セミナーや個別相談会などを開催。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・高校の福祉科教員との連絡会議の開催：4回 ・府内高校教員向け勉強会及び高校生向けセミナーの開催：2回 ・（仮称）介護の魅力発見セミナー及び個別相談会の開催：1回	
アウトプット指標（達成値）	・高校の福祉科教員との連絡会議の開催：3回 【参加者数】合計33名 ・府内高校教員向け勉強会及び高校生向けセミナーの開催：2回 【参加者数】合計18名 ・介護の仕事リアルライフセミナー及び個別相談会の開催：1回 【参加者数】26名	

<p>事業の有効性・効率性</p>	<p><b>(1) 事業の有効性</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高校教員向け勉強会及び高校生向けセミナーの開催により、福祉介護の魅力を発信することで、参加者のアンケート評価によると、約8割が「参考になった」と回答しており、高校生などの若年層や高校教員に福祉分野が進路の選択肢の一つと捉えてもらえるとともに、介護への親しみをもつなどマイナスイメージを払拭することができたと言える。</li> <li>・府民を対象に介護の仕事リアルライフセミナー及び個別相談会を開催することにより、介護現場の魅力やそのやりがいなどの周知啓発することで、参加者のアンケート評価によると、約8割が「参考になった」と回答しており、介護職のイメージの改善が図れたと言える。</li> </ul> <p><b>(2) 事業の効率性</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育関係機関と連携を図り、勉強会などを開催することにより、高校生や教員に対し、介護職への理解促進と進路選択として認知を推進することができ、効率的な事業実施が行えた。</li> <li>・介護の日のイベントとして、セミナーや個別相談会を開催することにより、介護職への理解促進とイメージアップの促進を図られ、効率的な事業実施が行えた。</li> </ul>
<p>その他</p>	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.3-2】 介護職員初任者研修受講支援事業	【総事業費】 326,824 千円
事業の対象となる区域	大阪府全域	
事業の実施主体	大阪府（民間事業者へ委託）	
事業の期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	府域における安定した介護従事者の確保・育成に向けた支援体制の構築を図る。 アウトカム指標： 高校生や教員の介護に対する理解促進。	
事業の内容（当初計画）	基本的な介護に関する知識や現場での実践に関する知識を習得することにより、介護職に関するマイナスイメージの払しょく及び魅力の発信を行うことが可能であると考えられることから、介護職員初任者研修の受講を支援することにより、介護従事者のすそ野を広げる。	
アウトプット指標（当初の目標値）	介護職員初任者研修受講者の受講を支援することにより、介護従事者のすそ野を広げる。 受講者数（H25実績 18,302人）を20%増加させる 22,000人	
アウトプット指標（達成値）	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年4月1日以降開講した介護職員初任者研修を受講し、平成28年1月31日までの修了者を対象に、平成27年11月11日から、平成28年2月29日まで申請受付。 【修了者数】740人</li> <li>研修事業者を中心に案内を行ったが、実施期間が短期間であったことや、事前の案内ができず、広く府民に周知しきれなかった。</li> <li>また、景気回復傾向にあったため、介護職の有効求人倍率が高く、求職者が少ない状況であったため、受講者も減少した。</li> <li>平成28年度においては、周知方法の改善等により、さらに効果的・効率的な事業実施に努める。</li> </ul>	
事業の有効性・効率性	(1) 事業の有効性 介護の仕事に関心のない府民に対して介護職員初任者研	

	<p>修の受講料の一部を直接補助することで、介護の仕事に目を向けるきっかけ作りとなるものであり、広く介護従事者のすそ野拡大を図るために有効な事業と言える。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b></p> <p>交付申請書類の審査やデータ処理を民間事業者に委託し、効率的な事業運営を行っている。</p>
その他	



事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	<b>【No.8】</b> 介護人材確保・職場定着支援事業 ・マッチング力の向上事業（地域関係機関との連携、就職フェアの開催、資格取得者への働きかけ及び一般学生へのアプローチ強化）	<b>【総事業費】</b> 90,941 千円
事業の対象となる区域	大阪府全域	
事業の実施主体	大阪府（大阪府社会福祉協議会へ委託）	
事業の期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	府域における安定した介護従事者の確保・育成に向けた支援体制の構築を図る。 アウトカム指標： 介護人材のすそ野の拡大、介護業界へのマッチングを図り、多様な層の参入促進。	
事業の内容（当初計画）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域関係機関との連携               <ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪府、大阪府社会福祉協議会及び地域における様々な関係機関、団体で構成する地域人材確保連絡会議（府内6ブロックごと）で企画立案された内容によりブロックごとにセミナーや就職説明会を開催</li> <li>・大阪府商工労働部において女性や中高年層等に対する就労支援を行う「しごとフィールド」やハローワークなどと連携し相談会やセミナーを開催</li> </ul> </li> <li>○就職フェアの開催               <ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪府内全域の民間社会福祉施設による合同求人説明会（就職フェア）の開催</li> </ul> </li> <li>○資格取得者への働きかけ               <ul style="list-style-type: none"> <li>・キャリア支援専門員による初任者研修養成施設等への就職ガイダンスや初任者研修修了者向けの合同面接会を開催することにより、初任者研修修了者等資格取得者に対する働きかけを行い、介護業界へのマッチングを図る。</li> </ul> </li> <li>○一般学生へのアプローチ強化。               <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉について学んでいない学生の多様な人材を介護業界への就労を促すため、一般校での就職ガイダンスの開催</li> </ul> </li> </ul>	

	<p>や一般学生向けの就職フェアへ参画することにより一般校の学生に対し、介護の仕事の周知を行い、理解の場を提供する。</p>
アウトプット指標（当初の目標値）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域関係機関との連携 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ごとにセミナー及び就職説明会の開催：6回</li> <li>・しごとフィールドとの連携による相談会やセミナーの開催：3回</li> <li>・ハローワークとの連携による相談会やセミナーの開催：30回</li> <li>・府内市町村主催の就職イベントへの参画：30回</li> </ul> </li> <li>○就職フェアの開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>・府内の民間社会福祉施設の採用担当者と社会福祉施設等への就職希望者の個人面談の機会や求職者の相談等を受付けるなど、効果的に質の高い人材の確保を図る。（年2回開催）</li> </ul> </li> <li>○資格取得者への働きかけ <ul style="list-style-type: none"> <li>・初任者研修養成施設等への就職ガイダンス：150事業所</li> <li>・合同面接会の開催：4回</li> </ul> </li> <li>○一般学生へのアプローチ強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般大学での就職ガイダンスの実施：10校</li> <li>・一般大学生向け就職フェアへの参画：3回</li> </ul> </li> </ul>
アウトプット指標（達成値）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域関係機関との連携 <ul style="list-style-type: none"> <li>・各ブロックの実情に応じて『小学生対象高齢者施設見学や高齢者との交流会』『地域の特性を踏まえた就職フェア』『介護魅力発信DVDの作成』などの取組みを行った。</li> <li>・しごとフィールドとの連携による相談会やセミナーの開催：3回</li> <li>・ハローワークとの連携による相談会やセミナーの開催：111回</li> <li>・府内市町村等主催の就職イベントへの参画：37回</li> </ul> </li> <li>○就職フェアの開催：2回</li> <li>○資格取得者への働きかけ <ul style="list-style-type: none"> <li>・初任者研修養成施設等への就職ガイダンス：126事業所</li> <li>・合同面接会の開催：4回</li> </ul> </li> <li>○一般学生へのアプローチ強化</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般大学での就職ガイダンスの実施：8校</li> <li>・一般大学生向け就職フェアへの参画：4回</li> </ul>
事業の有効性・効率性	<p><b>(1) 事業の有効性</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪福祉人材支援センターにキャリア支援専門員を配置し、キャリア支援専門員が事業所や学校等を個別訪問し、求人・求職者双方のニーズを把握することでマッチング機能の強化を図ることができた。</li> <li>・一般大学生向け就職フェアへ参画し、介護人材のすそ野の拡大、介護業界へのマッチングを図り、多様な層の参入が促進することができた。</li> </ul> <p><b>(2) 事業の効率性</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハローワークなど多様な機関と連携を図ることにより、中高年齢層や女性など求職者が介護職場を職業の選択肢の一つとしてとらえてもらえるなど効率的な事業実施が図られた。</li> <li>・一般の就職フェアへ参画することにより、他業界を希望している一般校の学生に介護の仕事を理解してもらい介護への就職を促すなど効率的な事業実施が図られた。</li> </ul>
その他	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.4】 介護人材確保・職場定着支援事業 ・参入促進・魅力発信事業（職場体験事業）	【総事業費】 18,011 千円
事業の対象となる区域	大阪府全域	
事業の実施主体	大阪府（大阪府社会福祉協議会へ委託）	
事業の期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	府域における安定した介護従事者の確保・育成に向けた支援体制の構築を図る。	
	アウトカム指標： 介護現場の魅力を伝え、多様な世代の参入を促進。	
事業の内容（当初計画）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職場体験事業を活用することにより、介護現場の魅力を発信。</li> <li>・福祉・介護分野に関心のある方が職場体験を通じて実際の職場の雰囲気や介護職等の業務内容を直接知ることにより、求人側・求職側のギャップを埋め、円滑な人材確保の促進と定着率のアップを図る。また、一般大学生、高校生向けに職場体験バスツアーを実施し、職場教育、進路選択の参考となるよう、介護現場の魅力を発信など。</li> </ul>	
アウトプット指標（当初の目標値）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職場体験日数：2,800日</li> <li>・一般大学生、高校生向け職場体験バスツアー：6回</li> </ul>	
アウトプット指標（達成値）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職場体験日数：1,108日</li> <li>・一般大学生、高校生向け職場体験バスツアー：7回</li> <li>【参加者数】合計772名</li> <li>・体験者から幅広い福祉の仕事を体験したいとの意見があったことにより、平成27年度から介護の施設のみを対象とした職場体験事業としたため、体験者が減少したと思われる。</li> <li>・介護の仕事に興味を持っていただけるよう、事業の周知啓発に努め、効率的に事業を実施していく。</li> </ul>	
事業の有効性・効率性	<p><b>（1）事業の有効性</b></p> <p>福祉・介護分野に関心のある方や大学生や高校生など若年者などを対象にした職場体験や職場体験バスツアーなど福祉体験の機会を提供することにより、福祉分野が進路の選択肢となるよう、福祉・介護の魅力を発信することがで</p>	

	<p>きた。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b></p> <p>職場体験やバスツアーを実施することにより、介護業務の実態や職場環境等に触れる機会づくりや、入職後のギャップによる早期離職防止が図られることから、事業を効率的に実施できた。</p>
その他	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.9-1】 介護人材確保・職場定着支援事業 ・職員の資質の向上・職場定着支援事業（介護人材キャリアパス支援事業）	【総事業費】 19,904 千円
事業の対象となる区域	大阪府全域	
事業の実施主体	大阪府	
事業の期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	府域における安定した介護従事者の確保・育成に向けた支援体制の構築を図る。 アウトカム指標： 介護職員の職場定着。	
事業の内容（当初計画）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護福祉士養成施設等の教員等が小規模な事業所（従業員数19人以下）において、事業所のニーズにあった研修計画の策定支援や研修主任の育成を行う。</li> <li>・本事業により策定した研修計画の実施状況及び育成した研修主任について、相談等のフォローアップを行い、併せてアンケート等により離職率を把握する。</li> </ul>	
アウトプット指標（当初の目標値）	支援回数：200事業所	
アウトプット指標（達成値）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修計画の策定支援：32事業所</li> <li>・研修主任の育成：29事業所</li> <li>・養成校を中心に案内を行ったが、実施期間が短期間であったため、目標が達成できなかった。</li> <li>・平成28年度においては、周知方法の改善等により、さらに効果的・効率的な事業実施に努める。</li> </ul>	
事業の有効性・効率性	<p>（1）事業の有効性 介護職員が見通し（キャリアパス）を持って働けるよう、資質の向上ができる体制づくりを支援することができた。なお、後日離職等にかかるアンケートを実施予定。</p> <p>（2）事業の効率性 介護福祉士養成施設等の教員等が研修計画の策定や研修主任の育成を行ったことにより、事業所のニーズにあった運営ができ、効率的に事業を実施できた。</p>	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.9-2】 介護情報・研修センター事業	【総事業費】 11,874 千円
事業の対象となる区域	大阪府全域	
事業の実施主体	大阪府（大阪府介護情報・研修センター共同企業体へ委託）	
事業の期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	府域における安定した介護従事者の確保・育成に向けた支援体制の構築を図る。	
	アウトカム指標： 質の高い介護人材を安定的に確保・育成する。	
事業の内容（当初計画）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修業務</li> <li>・相談業務</li> <li>・福祉用具等に関する情報提供業務</li> </ul>	
アウトプット指標（当初の目標値）	本事業は、介護・福祉等の専門職員等を対象とした福祉用具等を活用した研修や介護技術に関する専門相談及び住宅改修等に関する研修や専門相談について、効果的かつ効率的に実施することにより、府域における介護技術の向上を図り、良質な介護サービスを提供することができる質の高い人材を安定的に確保・育成することを目的とする。	
アウトプット指標（達成値）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護・福祉等の専門職員等を対象とした福祉用具等を活用した研修や住宅改修等に関する研修をおこない、府域の介護技術の向上に寄与した。</li> <li>【修了者数】1,862名</li> <li>・介護技術や住宅改修等に関する専門相談について、多くの来所者672件、電話相談179件や団体見学11団体等に対応した。</li> </ul>	
事業の有効性・効率性	<p><b>（1）事業の有効性</b></p> <p>福祉用具等の展示場を併設し、それを活用した研修を行うことは、介護・福祉等の専門職員の介護技術の向上に大いに資するものである。また、専門相談についても、展示場での最新の福祉用具による実地での相談により良質な介護サービスを提供することができるようになるなど、相談者を質の高い人材へと育成することができた。</p>	

	<p><b>(2) 事業の効率性</b></p> <p>福祉用具等の展示場を併設し、研修や相談を実施し、実物を見て体感できることや技術の向上を図れるなど、より効率的な事業実施が行える。</p>
その他	



事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.9-3】 社会福祉施設機能強化推進事業	【総事業費】 56,823 千円
事業の対象となる区域	大阪府全域	
事業の実施主体	大阪府（福祉と人権の研修ネットワークおおさか共同企業体へ委託他）	
事業の期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	社会福祉施設・事業所における高い離職率の改善を図る。	
	アウトカム指標：介護職員の職場定着	
事業の内容（当初計画）	<p>民間社会福祉施設・事業所職員を対象とした研修を実施することにより、職員の資質や人権意識の向上等を図り、質の高い福祉サービスを楽しむことができるよう優れた人材の確保・育成を行い、事業所における福祉人材の職場定着につなげる。</p> <p>1. 民間社会福祉事業従事者等資質向上研修（委託研修） （1）概要 府内の民間社会福祉事業従事者等の資質向上及び人権意識の向上を図る。 また、上記研修を通じて、事業所における福祉人材の職場定着支援を行う。</p> <p>（2）委託先 福祉と人権の研修ネットワークおおさか共同企業体 ※共同企業体構成員；(福)大阪府社会福祉協議会 （一財）大阪府地域福祉推進財団</p> <p>2. 社会福祉施設職員等研修（補助研修） （1）概要 施設種別・職種別・階層別等の区分に応じた、サービス提供職員等個々の分野別・専門別スキルアップを目的とした研修を実施する。 また、上記研修を通じて、事業所における福祉人材の職場定着支援を行う。</p> <p>（2）補助先</p>	

	(福)大阪府社会福祉協議会
アウトプット指標（当初の目標値）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修受講者 10,000人</li> <li>・離職率（従事1～3年目） 19.4%</li> </ul> <p>（平成25年次調査の大阪府の全従事者離職率）</p> <p><b>【参考値】</b> 平成25年次調査の大阪府の1～3年目従事者離職率 33.4%</p>
アウトプット指標（達成値）	<p><b>【研修受講者数】</b> 9,876人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間社会福祉事業従事者等資質向上研修（委託研修） 7,942人</li> <li>・社会福祉施設職員等研修（補助研修） 1,934人</li> </ul>
事業の有効性・効率性	<p><b>（1）事業の有効性</b></p> <p>早期離職防止や定着促進の方策として、研修の受講等能力開発の充実が有効である観点から本事業を実施した。</p> <p>委託研修は、施設等職員が必ず習得しておくべき知識・資質に関する内容の研修を総合的に、また職階別に応じた内容で実施し、補助研修は、施設における利用者処遇等の一層の向上を図るため、委託研修で習得できる知識・資質にプラスした内容で実施した。職階や経験年数に応じた内容で、両方の研修事業を幅広く実施することにより、社会福祉施設及び介護事業所職員のニーズに応えるとともに、資質の向上に大いに役立てることができた。</p> <p><b>（2）事業の効率性</b></p> <p>研修実施後の受講者アンケートから、理解度については、ほとんどの研修で「よく理解できた」「理解できた」が大勢を占めており、当該研修で習得した知識・資質が施設や事業所の現場においても活用されている。また、この研修の受講内容は、受講者が講師となる伝達研修、ミーティング等での研修報告、マニュアル等の作成・整備等に具体的に活用されており、受講者以外の職員に対する波及効果も大きいところである。</p>
その他	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.9-4】 法定研修に係る講師養成及び実習環境整備	【総事業費】 3,002 千円
事業の対象となる区域	大阪府全域	
事業の実施主体	大阪府（大阪介護支援専門員協会へ委託）	
事業の期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	地域包括ケアシステム構築のため、介護支援専門員の養成が必要である。	
	アウトカム指標： 介護支援専門員に対する研修支援	
事業の内容（当初計画）	平成28年4月より介護支援専門員の法定研修カリキュラムが大幅に改正され、①時間数が大幅に増え、人材育成に関しての指導体制を主任介護支援専門員が担うことや、②実践的専門職の育成強化の為に実習が新たに導入されることとなった。上記の2点から、より府内全域の介護支援専門員になるようとする実務研修受講者の研修環境を整え、今後の専門性の実践促進を担う事業を展開する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修講師養成 研修時間が大幅に増加し、現状より多くの講師が必要となることから、研修講師を養成する。 （年4回、講師養成研修を実施し、研修講師を40名養成する。）</li> <li>・実習環境の整備 実務研修受講者が、実習受け入れ先を円滑に探せるよう、実習協力可能な居宅介護支援事業所等を募り、協力事業所一覧を作成する。 （年4回、事業所向け説明会の実施。実習受入先事業所を400か所を確保し、名簿を作成する。）</li> </ul>	
アウトプット指標（達成値）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修講師養成 4日間の講師養成研修を実施し、46名の講師を養成した。</li> <li>・実習環境整備 説明会を5回実施し、431か所の実習受入先事業者を確保した。</li> </ul>	

事業の有効性・効率性	<p><b>(1) 事業の有効性</b>          本事業の実施により、新カリキュラムにおける法定研修の環境整備が図られ、介護支援専門員の法定研修をより円滑に実施することができるようになった。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b>          専門機関に事業を委託することで、研修等をより効率的に実施できた。</p>
その他	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業			
事業名	【No.12-1】 認知症ケア人材育成事業	【総事業費】	6,447 千円	
事業の対象となる区域	大阪府全域			
事業の実施主体	大阪府（大阪府社会福祉協議会等へ委託他）			
事業の期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了			
背景にある医療・介護ニーズ	2025年には大阪府内の認知症高齢者は約47万人と推計され、平成24年時点（約32万人）より15万人増加することが見込まれている。			
	アウトカム指標：認知症の対応力向上。			
事業の内容（当初計画）	<p>大阪府内における高齢者介護実務者やその指導者的立場にある者に対し、認知症高齢者の介護に関する実践的研修等を実施し、介護サービスの充実を図る。</p> <p>また、認知症の発症初期から状況に応じて医療と介護が一体となった認知症への支援体制の構築、病院での認知症の人の手術や処置等の適切な実施の確保を図る。</p>			
アウトプット指標（当初の目標値）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症対応型サービス事業開設者研修（大阪府社会福祉協議会へ委託）</li> <li>・認知症対応型サービス事業管理者研修(同上)</li> <li>・小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修(同上)</li> <li>・認知症指導者フォローアップ研修（認知症介護研修研究大府センターへ委託）</li> <li>・認知症サポート医養成研修（国立長寿医療研究センターへ委託）</li> <li>・認知症サポート医フォローアップ研修（大阪府医師会へ委託）</li> <li>・かかりつけ医認知症対応力向上研修（同上）</li> <li>・一般病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修</li> </ul>			
アウトプット指標（達成値）	平成27年度においては、下表のとおり研修を実施した。			
		研修名	実施回数	受講者数等
	1	認知症対応型サービス事業開設者研修	2回	28名
	2	認知症対応型サービス事業管理者研修	2回	122名

	3	小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修	2回	48名
	4	認知症サポート医養成研修	1回	8名
	5	かかりつけ医認知症対応力向上研修	3回	180名
	6	認知症サポート医フォローアップ研修	2回	123名
	7	認知症指導者フォローアップ研修	2回	2名
	8	一般病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修	3回	928名
事業の有効性・効率性	<p><b>(1) 事業の有効性</b>          本事業の実施により、認知症の人を支える良質な介護を担うことができる人材の養成が進んだ。また、地域における認知症の早期発見・早期診断の体制構築とともに、医療機関における身体合併症への適切な対応力の向上が図られた。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b>          本事業については、適切な機関へ事業委託等を行ったことにより、効率的に事業の執行ができた。</p>			
その他				

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.12-2】 認知症初期集中支援チーム員研修事業	【総事業費】 550 千円
事業の対象となる区域	大阪府全域	
事業の実施主体	大阪府（国立長寿医療研究センターへ委託）	
事業の期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	2025年には大阪府内の認知症高齢者は約47万人と推計され、平成24年時点（約32万人）より15万人増加することが見込まれている。	
	アウトカム指標：認知症の人への支援体制の構築	
事業の内容（当初計画）	介護保険の複数の専門職が認知症が疑われる人、認知症の人とその家族を訪問（アウトリーチ）し、認知症の専門医による鑑別診断等をふまえて、観察・評価を行い、本人や家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行う初期集中支援チームのチーム員に必要な研修を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	初期集中支援チームを平成30年4月までに府内全市町村に設置 【研修受講予定者数】11名	
アウトプット指標（達成値）	平成27年度11市町に初期集中支援チームを設置 【研修受講者数】13名	
事業の有効性・効率性	<p><b>（1）事業の有効性</b> 市町村に初期集中支援チームを配置することにより、身近な地域における認知症の早期発見・早期対応及びサポート体制の整備ができる。</p> <p><b>（2）事業の効率性</b> 国の示す活動スキームに準じて事業を行ったため、効率的な事業実施が図れた。</p>	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.12-3】 認知症地域支援推進員設置事業	【総事業費】 957 千円
事業の対象となる区域	大阪府全域	
事業の実施主体	大阪府（認知症介護研究・研修東京センターが実施）	
事業の期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	2025年には大阪府内の認知症高齢者は約47万人と推計され、平成24年時点（約32万人）より15万人増加することが見込まれている。	
	アウトカム指標： 認知症ケアに携わる人材育成のための研修事業の実施。	
事業の内容（当初計画）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症の人ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の人やその家族へ支援を行う、認知症地域支援推進員の設置のために必要な研修を行う。</li> <li>・また、既に設置されている認知症地域支援推進員が最新の認知症ケア等に関する講義・症例検討・グループ討議などを通じて、地域における認知症の人等への支援体制の充実・強化を図るためフォローアップ研修を行う。</li> </ul>	
アウトプット指標（当初の目標値）	認知症地域支援推進員を平成30年4月までに府内全市町村に設置。 【研修受講予定者数】13名	
アウトプット指標（達成値）	平成27年度、31市町村に認知症地域支援推進員が設置済み。 【研修受講者数】13名	
事業の有効性・効率性	<p><b>（1）事業の有効性</b> 地域において、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の間の連携の支援や、認知症の人やその家族等への相談支援を行うことにより、認知症の人やその家族の地域での生活を支える。</p> <p><b>（2）事業の効率性</b> 専門機関が研修等を実施することにより、認知症地域支援推進員の設置を効率的に行えた。</p>	
その他		



事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業			
事業名	【No.12-4】 認知症ケア人材育成事業	【総事業費】	3,329 千円	
事業の対象となる区域	大阪市区域			
事業の実施主体	大阪市（大阪市社会福祉研修・情報センター等へ委託他）			
事業の期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了			
背景にある医療・介護ニーズ	2025年には大阪府内の認知症高齢者は約47万人と推計され、平成24年時点（約32万人）より15万人増加することが見込まれている。			
	アウトカム指標：認知症の対応力向上。			
事業の内容（当初計画）	<p>大阪市内における高齢者介護実務者やその指導者的立場にある者に対し、認知症高齢者の介護に関する実践的研修等を実施し、介護サービスの充実を図る。</p> <p>また、認知症の発症初期から状況に応じて医療と介護が一体となった認知症への支援体制の構築、病院での認知症の人の手術や処置等の適切な実施の確保を図る。</p>			
アウトプット指標（当初の目標値）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認知症対応型サービス事業開設者研修（大阪市社会福祉研修・情報センターへ委託）</li> <li>・ 認知症対応型サービス事業管理者研修(同上)</li> <li>・ 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修(同上)</li> <li>・ 認知症指導者フォローアップ研修（認知症介護研修研究大府センターへ委託）</li> <li>・ 認知症サポート医養成研修（国立長寿医療研究センターへ委託）</li> <li>・ 認知症サポート医フォローアップ研修（大阪府医師会へ委託）</li> <li>・ かかりつけ医認知症対応力向上研修（同上）</li> <li>・ 一般病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修</li> </ul>			
アウトプット指標（達成値）	平成27年度においては、下表のとおり研修を実施した。			
		研修名	実施回数	受講者数等
	1	認知症対応型サービス事業開設者研修	2回	14名
	2	認知症対応型サービス	2回	116名

		ス事業管理者研修		
	3	小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修	2回	62名
	4	認知症サポート医養成研修	1回	7名
	5	かかりつけ医認知症対応力向上研修	1回	106名
	6	認知症サポート医フォローアップ研修	2回	65名
	7	認知症指導者フォローアップ研修	1回	1名
	8	一般病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修	2回	589名
事業の有効性・効率性	<p><b>(1) 事業の有効性</b>          本事業の実施により、認知症の人を支える良質な介護を担うことができる人材の養成が進んだ。また、地域における認知症の早期発見・早期診断の体制構築とともに、医療機関における身体合併症への適切な対応力の向上が図られた。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b>          本事業については、適切な機関へ事業委託等を行ったことにより、効率的に事業の執行ができた。</p>			
その他				

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業			
事業名	【No.12-5】 認知症ケア人材育成事業	【総事業費】	1,871 千円	
事業の対象となる区域	堺市区域			
事業の実施主体	堺市（認知症介護研修研究大府センター等へ委託他）			
事業の期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了			
背景にある医療・介護ニーズ	2025年には大阪府内の認知症高齢者は約47万人と推計され、平成24年時点（約32万人）より15万人増加することが見込まれている。 アウトカム指標：認知症の対応力向上。			
事業の内容（当初計画）	堺市内における高齢者介護実務者やその指導者的立場にある者に対し、認知症高齢者の介護に関する実践的研修等を実施し、介護サービスの充実を図る。 また、認知症の発症初期から状況に応じて医療と介護が一体となった認知症への支援体制の構築、病院での認知症の人の手術や処置等の適切な実施の確保を図る。			
アウトプット指標（当初の目標値）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症対応型サービス事業開設者研修（民間事業者へ委託）</li> <li>・認知症対応型サービス事業管理者研修(同上)</li> <li>・小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修(同上)</li> <li>・認知症指導者フォローアップ研修（認知症介護研修研究大府センターへ委託）</li> <li>・認知症サポート医養成研修（国立長寿医療研究センターへ委託）</li> <li>・かかりつけ医認知症対応力向上研修</li> <li>・一般病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修</li> </ul>			
アウトプット指標（達成値）	平成27年度においては、下表のとおり研修を実施した。			
		研修名	実施回数	受講者数等
	1	認知症対応型サービス事業開設者研修	1回	5名
	2	認知症対応型サービス事業管理者研修	1回	21名
	3	小規模多機能型サービス等計画作成担当	1回	5名

		者研修		
	4	認知症サポート医養成研修	2回	6名
	5	かかりつけ医認知症対応力向上研修	1回	21名
	6	認知症指導者フォローアップ研修	2回	2名
	7	一般病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修	1回	40名
事業の有効性・効率性	<p><b>(1) 事業の有効性</b>          本事業の実施により、認知症の人を支える良質な介護を担うことができる人材の養成が進んだ。また、地域における認知症の早期発見・早期診断の体制構築とともに、医療機関における身体合併症への適切な対応力の向上が図られた。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b>          本事業については、適切な機関へ事業委託等を行ったことにより、効率的に事業の執行ができた。</p>			
その他				

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.13-1】 生活支援コーディネーター養成研修事業	【総事業費】 2,442 千円
事業の対象となる区域	大阪府全域	
事業の実施主体	大阪府	
事業の期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	地域包括ケアシステム構築のために自助・互助となる生活支援の充実を図る必要がある。	
	アウトカム指標：生活支援サービスの充実	
事業の内容（当初計画）	介護保険制度の改正により介護予防訪問介護、介護予防通所介護が地域支援事業へ移行したため、要支援者等の多様な生活支援ニーズに対して多様な事業主体による生活支援の担い手養成及び地域資源の開発、そのネットワーク化などを行う市町村に配置する生活支援サービスコーディネーターを養成する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	第1層生活支援コーディネーター 74人（大阪市（24区）・堺市（7区）は区単位） 第2層生活支援コーディネーター 254人（地域包括支援センター数） ・平成27年度は第1層 ・平成28年度～平成29年度は第2層	
アウトプット指標（達成値）	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成27年度においては、生活支援コーディネーター候補者も含めて第1層となる人材養成を2日間実施した。（1日目：講義形式、2日目：1日目の講義内容を踏まえワールドカフェ実施） 【参加者数】165人</li> <li>事業実施初年度であり、市町村においての生活支援コーディネーターの配置がなされていなかったため、研修参加者数が目標に達しなかった。</li> <li>なお、平成28年度は平成27年度の実績を総事業費に反映している。</li> </ul>	
事業の有効性・効率性	<b>（1）事業の有効性</b> 本事業の実施により、生活支援コーディネーターの役割や大阪府内においての地域支え合い活動の事例等を学び、	

	<p>地域の中で眠っている助け合い活動の掘り起こしが徐々にではあるが広まりつつある。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b></p> <p>大阪府が広域的に実施することで、生活支援コーディネーターの具体的活動、役割等統一的な考えが府内の各市町村に認識され、効率的に人材養成が図れた。</p>
その他	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.13-2】 地域包括ケア等充実・強化支援事業	【総事業費】 1,357 千円
事業の対象となる区域	大阪府全域	
事業の実施主体	大阪府	
事業の期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	地域包括ケアシステム構築のため、地域ケア会議の充実が求められる。	
	アウトカム指標：自立支援型ケアプランの支援等を実施する地域ケア会議を府内全市町村で展開。	
事業の内容（当初計画）	団塊の世代が75歳に到達する2025年に向けて、高齢者が身近な地域で安心して暮らせる地域包括ケアシステムの構築が急務の課題となっている。また、持続可能な介護保険制度を確立するためにも、高齢者の有する能力を最大限に活用した自立型ケアプランの支援や地域の課題を把握し、その方策検討を担う地域ケア会議は重要な役割を課されており、都道府県が全体的なビジョンを市町村に示し市町村格差が広がらないように支援する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	2025年に向けて府内市町村において地域包括ケアシステムが構築できるよう支援 ○平成27年度 ・自立型ケアプランの支援等実施（20市町村/43） ・第7期市町村介護保険計画へ施策反映させるための課題把握及びその対応策検討実施	
アウトプット指標（達成値）	○平成27年度においては、 ・自立型ケアプランの支援等実施（5市町村/43） ○その他、次の研修会の開催等をおこなった。 ・地域ケア会議充実・強化研修会の開催 2回 ・市町村等が開催する地域ケア会議への広域支援員の派遣 11市町 ・市町村等が開催する地域ケア会議への専門職の派遣 4市町 ○自立型ケアプランを既に実施している市町村や、独自に専門職等を確保し、自立支援への取組を実施した市町村	

	<p>があったことにより、支援等を実施した市町村が、目標値に達しなかった。</p> <p>○なお、平成28年度は上記理由を加味し、総事業費に反映している。</p>
事業の有効性・効率性	<p><b>(1) 事業の有効性</b></p> <p>研修会において他県の先進的取組を紹介することにより、2025年の地域包括ケア構築に向け、地域ケア会議の効果的な開催が意識されはじめた。自立支援のためのケアプランの推進や地域づくりのほか、課題抽出のための地域ケア会議が各市町村において開催されるよう広域支援員及び専門職が派遣されたことにより、地域包括ケアシステム構築に向けた体制の整備が整い始めた。</p> <p>(※ 課題抽出型地域ケア会議は34市町村／43で実施)</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b></p> <p>都道府県が研修会において全体的なビジョンを示すことにより、地域ケア会議の充実に向け市町村格差をなくした。</p>
その他	



事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.13-3】 地域包括ケアシステム構築に資する人材育成・資質向上事業	【総事業費】 2,891 千円
事業の対象となる区域	大阪府全域	
事業の実施主体	大阪府（民間事業者へ委託）	
事業の期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	地域包括ケアシステム構築のための人材を育成・資質の向上を行う必要がある。 アウトカム指標：地域包括ケアシステム構築に資する人材育成及び資質の向上。	
事業の内容（当初計画）	地域包括ケア体制構築のため地域包括支援センター職員を対象に、要支援者に対して生活支援も含めた新しいケアマネジメントについての研修を行い、質の向上を図る。また、地域包括支援センター職員に高いスキルを持たせることにより高齢者のニーズを把握し、的確な支援を行うことで、地域包括ケアシステム構築を推進する役割を果たす。	
アウトプット指標（当初の目標値）	○地域包括支援センター全職員に対し研修実施（約800人） ○3年後 全市町村で、新しい介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な実施。 ○長期目標 団塊の世代が全て75歳以上になる2025年に向けて、地域包括ケアシステムの構築を推進するとともに、持続可能な社会保障制度を目指す。 →適切な介護予防・生活支援サービスに繋げることによる元気高齢者の増加、要介護認定伸び率の抑制	
アウトプット指標（達成値）	大阪府内254ヶ所の地域包括支援センター職員に対し、改正介護保険法の趣旨や新しい介護予防ケアマネジメントの考え方について研修会を実施（2日間開催、1日目：講義、2日目：高齢者保健福祉圏域でグループワーク） 1日目：221名受講 2日目：大阪市圏域30名、豊能圏域36名、三島圏域28名、北河内圏域55名、中河内圏域28名、南	

	河内圏域19名、堺市圏域14名、泉州圏域19名（合計229名）
事業の有効性・効率性	<p><b>(1) 事業の有効性</b>          本事業の実施により、新しい総合事業の介護予防ケアマネジメントの見識が深まり、高齢者の多様なニーズに対応するために包括支援センター職員の資質向上が図られた。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b>          地域包括支援センターで主に総合事業の介護予防ケアマネジメント業務に携わる主要な職員のスキルアップを図り、センター内においてのOJTにより、介護予防ケアマネジメントの見識を効率的に広く包括支援センター全体へ広めることができた。</p>
その他	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.14】 権利擁護人材育成事業 (市民後見人の養成・活動支援等)	【総事業費】 69,758 千円
事業の対象となる区域	大阪市区域、堺市区域、泉州区域、豊能区域、三島区域、南河内区域、中河内区域	
事業の実施主体	大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、高槻市、貝塚市、八尾市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、羽曳野市、東大阪市、泉南市、大阪狭山市、阪南市、忠岡町、田尻町、岬町（社会福祉協議会へ委託）	
事業の期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	認知症高齢者等、判断能力が十分でない方が地域において安心して生活できる体制の構築を図る（府域における権利擁護のセーフティネット構築） アウトカム指標：市民後見人の要請等	
事業の内容（当初計画）	① 市民後見人養成のための研修の実施 ② 市民後見人の活動を安定的に実施するための組織体制の構築 ③ 市民後見人の適正な活動のための支援 ④ その他、市民後見人の活動の推進に関する事業	
アウトプット指標（当初の目標値）	平成27年5月～6月にオリエンテーション、8月～10月に基礎講習（4日間）、11月～3月に実務講習（9日間）・施設実習（4日間）を行う。バンク登録者の受任調整、活動支援は1年を通して行う。	
アウトプット指標（達成値）	平成27年度においては、実施市町より専門機関（※）へ委託実施しており ・オリエンテーション（5月～7月） ・基礎講習（7月～10月、4日間） ・実務講習（10月～3月、9日間）・施設実習（4日間）を行った。 また、1年を通して受任調整、活動支援を行った。 ※大阪府域（政令市除く）は大阪後見支援センター（大阪府社会福祉協議会）、大阪市は大阪市成年後見支援センター（大阪市社会福祉協議会）、堺市は、堺市権利擁護センター（堺市社会福祉協議会）	
事業の有効性・効率性	<b>（1）事業の有効性</b> 平成27年度は、19市町で108人が新たに市民後見	

	<p>人候補者としてバンク登録を行った。また、家庭裁判所により、専任された市民後見人は29名であった。</p> <p>平成28年度には、新たに2市が参画し、府内43市町村中、21市町が本事業に取り組み予定であり、権利擁護のセーフティネット体制の整備が、着実に広がっている。</p> <p><b>(2) 事業の効率性</b></p> <p>実施市町による専門機関への委託により、蓄積した経験やノウハウを活かした事業運営を行うことが可能となっている。また、市町村の規模を問わず実施することができ、コスト面、事務量の双方において、効率的な執行ができたと考える。</p>
その他	